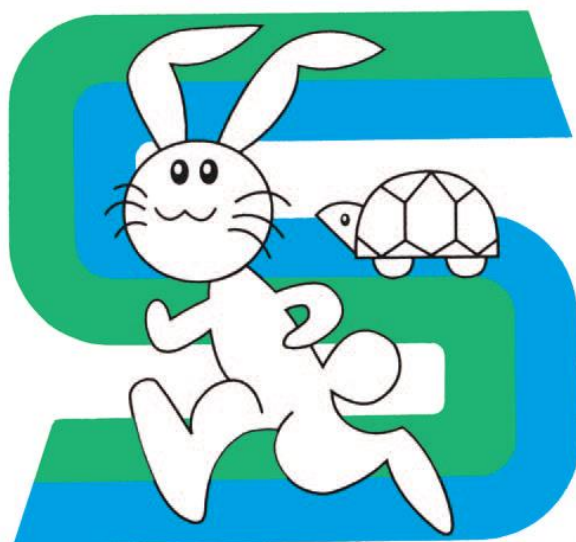


令和7年度

滋賀県交通安全実施計画



滋賀県交通安全シンボルマーク

滋賀県交通安全対策会議

は　じ　め　に

令和6年中に県内で2,803件の人身交通事故が発生し、28人の尊い命が失われ3,431人の方が負傷されました。

交通事故発生件数および負傷者数は、関係機関・団体や県民の皆様の継続的かつ真摯な取組により、死者数は前年に比べ15人減少し、統計を取り始めて以来最少となりました。しかし、全交通事故死者数のうち、高齢者の死者数が全体の71.4%を占めており、依然として高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となっています。中でも歩行中に亡くなる方が全員高齢者であったことから、交通弱者を守るための取り組みのさらなる推進が必要となっています。

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定に基づき作成した第11次滋賀県交通安全計画（令和3年度～7年度）を的確に推進するため、令和7年度の県内における陸上交通の安全に関し、県および国の指定地方行政機関等が実施する具体的な施策を定めたもので、人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない安全・安心な滋賀を目指すことを基本理念とし、計画の最終年となる令和7年までに年間の交通事故死者数を35人以下、重傷者数を290人以下とすることを目指しています。交通事故のない安全・安心な滋賀の実現に向けて確実に歩を進めるため、この実施計画に基づき、滋賀県交通安全対策会議の構成員が相互に緊密な連携を図りながら、市町をはじめ関係機関・団体や県民の皆様との協働のもとに、各種の施策を着実に推進してまいります。

滋賀県交通安全対策会議

目 次

令和 7 年度交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全	1
第 1 節 道路交通環境の整備	1
(1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等との機能分化	2
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	2
(4) 交通安全施設等整備事業の推進	4
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	7
(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	7
(7) 無電柱化の推進	8
(8) 効果的な交通規制の推進	8
(9) 自転車利用環境の総合的整備	9
(10) 高度道路交通システムの活用	9
(11) 交通需要マネジメントの推進	10
(12) 災害に備えた道路交通環境の整備	11
(13) 総合的な駐車対策の推進	12
(14) 道路交通情報の充実	13
(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	14
(16) ウォーカブルな公共空間の整備	15
第 2 節 交通安全思想の普及徹底	16
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	16
ア 幼児に対する交通安全教育	16
イ 小学生に対する交通安全教育	16
ウ 中学生に対する交通安全教育	18
エ 高校生に対する交通安全教育	19
オ 成人に対する交通安全教育	20
カ 高齢者に対する交通安全教育	21
キ 障害者に対する交通安全教育	22
ク 外国人に対する交通安全教育	22
(2) 効果的な交通安全教育の推進	22
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	22
ア 交通安全運動の推進（県民総ぐるみ運動）	22
イ 横断歩行者の安全確保（横断歩道利用者ファースト運動）	24

ウ 自転車の安全利用の推進（ビワイチ等）	25
エ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	27
オ チャイルドシートの正しい使用の徹底	27
カ 反射材用品等の普及促進	27
キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動等の推進	28
ク 交差点事故防止対策の推進	28
ケ 効果的な広報の実施	29
コ その他の普及啓発活動の推進	29
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	30
(5) 住民の参加・協働の推進	30
第3節 安全運転の確保	32
(1) 運転者教育等の充実	32
(2) 運転免許制度の改善	33
(3) 安全運転管理の徹底	34
(4) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進	35
(5) 交通労働災害の防止等	37
(6) 道路交通に関連する情報の充実	37
第4節 車両の安全性の確保	40
(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	40
(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進	40
(3) 自動車の検査および点検整備の充実	41
(4) 自転車の安全性の確保	42
第5節 道路交通秩序の維持	44
(1) 交通の指導取締りの強化等	44
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	45
(3) 暴走族対策の推進	45
第6節 救助・救急活動の充実	47
(1) 救助・救急体制の整備	47
(2) 救急医療体制の整備	48
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	48
第7節 被害者支援の充実と推進	49
(1) 損害賠償の請求についての援助等	49

(2) 交通事故被害者支援の充実強化	49
第8節 研究開発および調査研究の充実	51
(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進	51
(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	51
第2章 鉄道交通の安全	52
(1) 鉄道交通環境の整備	52
(2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及	53
(3) 鉄道の安全な運行の確保	53
(4) 鉄道車両の安全性の確保	55
(5) 救助・救急活動の充実	55
(6) 被害者支援の推進	55
第3章 踏切道における交通の安全	57
(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進	57
(2) 交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施	57
(3) 踏切保安設備の整備	57
(4) 踏切道の統廃合の促進	57
(5) その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置	57
(参考資料) 全国・滋賀県・市町の交通統計	
1 令和6年県内の各種交通事故発生状況（前年対比）	1
2 令和6年発生市町別交通事故発生状況	5

第 1 章 道路交通の安全

第 1 節 道路交通環境の整備

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

通学路緊急点検結果等を受け、危険箇所に対する対策等を実施し、安心安全な通学路の確保を図る。

2 計画の内容

通学路緊急点検結果を受けて、下記の内容を実施する。

- (1) 通学路緊急点検による危険箇所への対策を実施する。
- (2) 公安委員会その他関係機関と連携した面的・総合的な対策を実施する。

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

市町の通学路等交通安全プログラムに基づいた点検、対策、検証、改善（PDCAサイクル）を回すことにより、通学路の安全確保を推進するとともに、令和元年度に実施した未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検および令和3年度に実施した通学路における合同点検を踏まえた危険箇所の安全対策を推進する。

また、歩道を設置している県管理道路を対象に、職員が年1回程度自転車パトロールを行い、通常行っている自動車でのパトロールでは見つけられない危険箇所や不具合を確認した際は、速やかに修繕等を行う。

2 計画の内容

- (1) 通学路等交通安全プログラムに掲載された危険箇所について、対策を行う。
- (2) 未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等を踏まえた対策を行う。
- (3) 歩道の自転車パトロールを年1回程度実施する。

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 生活に密着した身近な道路等における交通安全対策の推進

- (2) 通学路等における交通安全の確保
- (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

2 計画の内容

(1) 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進

ア 「ゾーン 30 プラス」の新規整備と「ゾーン 30」の既設区域の実効性のある整備を推進する。

イ 高輝度道路標識・道路標示の整備、信号灯器の LED 化を推進する。

ウ 外周幹線道路の交通円滑化対策を推進する。

エ 交通バリアフリー法に基づく生活関連道路を中心としたバリアフリー対応型信号機の整備と適正管理を推進する。

(2) 通学路等における交通安全の確保

ア 通学路および通園路等の合同点検の実施と結果に基づく対策を推進する。

イ 信号機、歩行者用灯器の整備と適正管理を推進する。

(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

ア 信号灯器の LED 化、道路標識・道路標識の高輝度化を推進する。

イ 視覚障害者用付加装置および高度化 PICS 整備を推進する。

種 別	(2)高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等との機能分化
実施機関	土木交通部道路整備課

1 計画の実施方針および重点

生活に密着した身近な道路等への通過交通を減少させるため、高規格幹線道路へのアクセス道路等の整備を推進する。

2 計画の内容

大津能登川長浜線（山手幹線）や琵琶湖大橋有料道路（第 6 期事業）の整備を推進。

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

(1) 事故ゼロプラン、事故危険箇所対策を推進する。

(2) 道路交通渋滞の緩和、交通安全の確保を図るため、適切に機能分担された道路網の整備を推進する。

2 計画の内容

(1) 交通事故分析の充実および事故対策ノウハウの蓄積・活用を行う。

ア 道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、警察その他関係機関や学識経験者も交えた事故調査および分析体制の強化を図る。

イ 事故危険箇所の中から 3 箇所程度を選定し、対策を立案する。

ウ 過年度に対策を実施した事故危険箇所等について、対策の効果検証を多面的に実施し、その後の状況を把握するとともに、対策完了の判断および更なる対策の必要性について検討を行う。

(2) バイパス等の整備を進め、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の防止、通

過交通車両の削減と分散を図る。

- ア 一般国道 1 号
水口道路、栗東水口道路Ⅰ、栗東水口道路Ⅱの事業推進
- イ 一般国道 8 号
塩津バイパス、米原バイパス、野洲栗東バイパスの事業推進
- ウ 一般国道 161 号
湖北バイパス、小松拡幅、湖西道路（真野～坂本北）4 車線化の事業推進
- エ 一般国道 307 号
信楽道路の事業推進

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 事故危険箇所対策の推進
- (2) 幹線道路における交通規制の見直し
- (3) 交通安全施設等の高度化

2 計画の内容

(1) 事故危険箇所対策の推進

- ア 事故発生状況や交通量等の分析結果に基づき、実効性の高い交通規制を推進する。
- イ 信号機の新設・改良や道路標識および道路標示の高輝度化等の安全対策を推進する。

(2) 幹線道路における交通規制の見直し

道路環境や交通実態を勘案した速度規制と追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制の見直しを推進する。

(3) 交通安全施設等の高度化

- ア 交通実態に応じた集中制御化等の信号機の高度化改良を推進する。
- イ 視認性向上のための信号灯器のLED化を推進する。
- ウ 道路標識、道路標示の高輝度化を推進する。

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	土木交通部道路整備課・道路保全課

1 計画の実施方針および重点

生活に密着した身近な道路等への通過交通を減少させるため、高規格幹線道路へのアクセス道路等の整備を推進する。

2 計画の内容

道路の改築による道路交通環境の整備

【補助事業】

補助道路整備事業 11,926,428千円

【単独事業】

単独道路改築事業（改築） 2,282,771千円

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

高速自動車国道における事故防止対策の推進

2 計画の内容

安全性・快適性の向上、環境保全対策、情報提供の高度化など、多様化するニーズへの対応のため、名神および新名神高速道路において、集中工事を実施し、京滋バイパスにおいて夜間通行止めを実施する。

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部道路整備課・道路保全課

1 計画の実施方針および重点

交通事故の発生を抑止するため、交通安全を確保する必要がある道路を対象に整備を図る。

- (1) 歩行者および自転車利用者の安全確保や高齢者・障害者等の社会参加を支援するため、十分な幅を確保した歩道等の整備に努める。
- (2) 事故危険箇所等の安全対策を積極的に進める。
- (3) 安全かつ円滑な自動車交通を確保するため、交通事故の集中する交差点の改良、疲労運転に伴う事故防止のための簡易パーキング等の整備を進める。
- (4) 夜間事故防止対策として道路照明灯の整備を進める。
- (5) 交通安全確保のため、防護柵、転落防止柵等の整備を進める。

2 計画の内容

交通安全施設等整備事業

【補助事業】

歩道整備事業等 1,747,353千円

【単独事業】

歩道整備事業等 522,518千円

その他（交安2種） 140,000千円

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部都市計画課

1 計画の実施方針および重点

市街地における道路混雑解消と交通事故防止を図り、自転車や歩行者の安全を確保するため、都市計画道路の整備を推進する。

2 計画の内容

都市計画事業

(単位：千円)

種 別	箇所数	事業費
県 事 業	8	593,956
市 町 事 業	10	829,353
合 計	18	1,423,314

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	農政水産部耕地課

計画の内容

交通安全施設等整備事業

(単位：千円)

工 種	単位	県 営 事 業		団 体 営 事 業	
		事業量	事業費	事業量	事業費
防 護 柵	m	155	1,762	0	0
道 路 標 識	基	0	0	0	0
区 画 線	m	1,022	404	0	0
視 線 誘 導 標	基	0	0	0	0
反 射 鏡	基	0	0	0	0
防 犯 灯	本	0	0	0	0

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通安全施設等の戦略的な維持管理・更新
- (2) 歩行者・自転車対策および生活道路対策の推進
- (3) 幹線道路対策の推進
- (4) 交通円滑化対策の推進
- (5) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現
- (6) 道路交通環境整備への住民参加の促進

2 計画の内容

- (1)～(5)
次頁別表のとおり
- (6) 道路交通環境整備への住民参加の促進
住民参加による交通安全総点検を推進する。

別表

事業		事業量	予算(千円)
補助事業	交通管制	交通管制中央装置リース料	59,955
		端末対応設定費	21,807
		制御機更新	35基 76,790
		情報収集装置	90式 49,320
		光ビーコン更新	25基 21,700
		交通情報板	1基 23,210
		監視用カメラ更新	1基 4,368
		調査委託費	4,712
	信号機	新設	1式 6,264
		更新	46基 85,092
		改良	12基 12,962
		歩行者用支援装置 I	3式 5,490
		信号機電源付加装置	9式 17,784
		信号灯器改良(LED化)	33式 46,524
		信号柱の更新	20本 24,440
		交通信号機調査委託費	5,231
	道路標識(路側式)		600本 63,600
	道路標識(オーバーハング)		15本 10,950
	道路標示 横断歩道(高輝度)		27km 57,726
	道路標示 実線(高輝度)		40km 48,320
	標識標示調査委託費		240
	補助事業合計		646,485

事業		事業量	予算(千円)
県単独事業	信号灯器の増灯等	120灯	28,080
	移設費	100箇所	51,000
	信号制御機更新	39基	55,380
	信号灯器のLED化	1,140 灯	227,960
	交通信号機調査委託費		22,116
	信号機の新設	12基	117,866
	標識の新設	334本	33,801
	信号機・標識の新設に伴う調査委託費		2,593
	交通管制装置デジタル回線化		85,267
	速度感应器撤去	1 式	4,980
	速度感应器撤去等調査委託費		2,306
	道路標識の整備・更新	760本	76,912
	道路標示 横断歩道(高輝度)	80km	89,584
	道路標示 実線(高輝度)	31km	25,644
	県単独事業合計		823,489

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通安全に資するため、交差点の立体化、右折レーンの整備等を行い、交差点改良を推進することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進し、自動車からの二酸化炭素排出の抑止に努める。
- (2) 滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、学識経験者のアドバイスを受けてつち施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

2 計画の内容

(単位：百万円)

工 種		単位	事業量	事業費
一 種 事 業	歩道等（バリアフリー化含む）	箇所	7	502
	交差点改良	箇所	4	1206
	小計			1708
二 種 事 業	簡易パーキング	式	1	285
	防護柵			
	道路標識			
	情報機器（道路情報提供装置）			
	区画線			
	小計			285
合 計				1993

種 別	(5)高齢者等の移動手段の確保・充実
実施機関	土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通ネットワークを構築。

2 計画の内容

地域鉄道や路線バス、タクシー等、日々の生活のための移動を支える地域交通の維持・活性化を図るとともに、様々な移動手段の活用や地域特性を踏まえた新たな移動手段の実証を実施し、誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通ネットワークを構築する。

種 別	(6)歩行者空間のユニバーサルデザイン化
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

主要な鉄道駅等を中心とする地区においては、高齢者や身体障がい者等に配慮した安

全で快適な歩行空間を確保するため、交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化された歩行空間ネットワークの整備を推進する。

2 計画の内容

バリアフリー基本構想エリア等において、下記の内容を実施する。

『高齢者・身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』に基づき、一定規模の旅客施設を中心とした地区において、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

種 別	(7)無電柱化の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

公共施設や商業ビルが建ち並び、人が集中する地域において、電線類の地中化による無電柱化を進めることで、都市景観の向上を図る。

2 計画の内容

電線類の地中化による無電柱化の推進

国道1号本宮地区（大津市）、国道1号月輪地区（草津市～大津市）、国道1号上鉤地区（栗東市）、国道8号川崎町地区（長浜市）、国道8号東沼波地区（彦根市）の事業推進

種 別	(7)無電柱化の推進
実施機関	土木交通部道路整備課・道路保全課

1 計画の実施方針および重点

滋賀県無電柱化推進計画に基づき、防災、安全かつ円滑な交通の確保や、良好な景観の形成等のまちづくりの観点から、必要な道路において無電柱化を推進する。

2 計画の内容

電線類の地中化による無電柱化の推進

主要地方道大津インター線（大津市）、一般県道甲賀土山インター線（甲賀市）、一般県道彦根米原線（彦根市）、一般県道彦根港彦根停車場線（彦根市）等の事業推進

種 別	(8)効果的な交通規制の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

速度規制、駐車規制、信号機運用の改善等の推進

2 計画の内容

地域の交通実態等を踏まえ、速度規制の点検・見直し、きめ細かな駐車規制の実施、信号機の運用改善等を推進する。

種 別	(9)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

交通の安全と円滑に資する自転車利用環境の整備

2 計画の内容

自転車通行の安全性を向上させるために必要な交通規制の実施

種 別	(9)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

自転車が安全かつ円滑に利用できるよう、また歩行者の通行に支障をきたすことのないよう、自転車走行空間の創出を推進する。

2 計画の内容

自転車が安全かつ円滑に通行できるよう、交通状況や自転車ネットワークを総合的に考慮し、自転車通行帯等による走行空間の創出を推進する。

【補助事業】

ビワイチ整備事業等 708,629千円

種 別	(9)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	滋賀国道事務所

計画の内容

自転車誘導帯計画の推進

- (1) 草津市自転車ネットワーク計画における自転車誘導帯計画を推進
- (2) 国道1号 国道大路交差点～草津3丁目交差点

種 別	(10)高度道路交通システムの活用
実施機関	近畿総合通信局

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術(ICT)等を用いて、高度道路交通システム(ITS)の構築を推進する。

2 計画の内容

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充とともにスマートフォンからの情報提供・収集も多くなっていることからモバイル環境の整備を推進する。

種 別	(10)高度道路交通システムの活用
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路交通情報通信システムの整備
- (2) 新交通管理システムの推進
- (3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進

2 計画の内容

(1) 道路交通情報通信システムの整備

リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備、適正管理を推進する。

(2) 新交通管理システムの推進

光ビーコンを活用した新交通管理システム（UTMS）の構想に基づき安全・円滑な交通社会を実現する。

(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進

ゆとりある運転が可能となる環境を作り出すことによって、交通事故の防止を図るため、信号情報活用運転支援システムの整備を推進する。

種 別	(10)高度道路交通システムの活用
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術（ICT）等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、安全性の向上を実現する。

2 計画の内容

より高度で詳細な道路交通情報の収集・提供のため、自動車走行履歴（ETC2.0プローブ情報）の収集を行い、生活道路対策および交通安全対策に活用する。

種 別	(11)交通需要マネジメントの推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

道路交通渋滞の緩和と道路交通の安全と円滑化を図るため、道路の整備や交差点改良等の交通容量の拡大を推進する。

2 計画の内容

関係機関と連携し、渋滞対策を推進していく。

種 別	(11)交通需要マネジメントの推進
実施機関	西日本高速道路（株）関西支社

計画の内容

名神および新名神集中工事の実施期間中において、特設のホームページにて渋滞の情報を掲載し、交通の分散化を図る。

種 別	(12)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路に沿って建ち並ぶ電柱・電線類の地中化を進めることにより、地震時における電柱の倒壊を防止し、緊急輸送道路の機能向上や情報通信ネットワークの信頼性向上等を図る。
- (2) 地震等の災害発生時に『道の駅』が一時避難場所や救助復旧活動の拠点として活用できるように防災拠点化施設の整備を推進する。
- (3) 災害時における安全な道路交通を確保するため、災害状況、交通規制等に関する情報を提供する既存IT設備の有効活用を図る。
- (4) 地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保のため、既存IT設備の信頼性向上を図る。

2 計画の内容

- (1) 電線類の地中化を行う。
国道1号本宮地区（大津市）、国道1号月輪地区（草津市～大津市）、国道1号上鉤地区（栗東市）、国道8号川崎町地区（長浜市）、国道8号東沼波地区（彦根市）の事業推進
- (2) 災害、危険箇所、交通規制等におけるCCTVの有効活用を図る。また、道路交通情報システムを活用した積雪状況や規制情報の情報共有を図る。
- (3) 老朽化による障害など信頼性が低下している機器について、順次、修理・更新を行い、機器動作の安定性、信頼性向上を図る。
- (4) 道の駅『マキノ追坂峠』において、災害時の防災拠点化に向けた工事を実施する。

種 別	(12)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 災害に強い交通安全施設等の整備
- (2) 災害発生時における交通規制の実施
- (3) 災害発生時における情報提供の充実

2 計画の内容

- (1) 災害に強い交通安全施設等の整備
 - ア 老朽化した信号機や道路標識・道路標示の計画的更新を推進する。
 - イ 住民の避難路や緊急交通路を的確に確保するため、交通監視カメラや交通情報板等の維持管理・更新を推進する。
 - ウ 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置および非常用電源箱の整備を推進する。
- (2) 災害発生時における交通規制の実施
緊急車両等の交通ルートを確保するため、迅速かつ的確な交通規制を実施する。
- (3) 災害発生時における情報提供の充実
緊急交通路や緊急輸送道路等の確保および道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資する交通監視カメラや車両感知器の適切な維持管理・更新を推進する。

種 別	(12)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

東日本大震災、熊本地震、能登半島地震の震災や自然災害等を踏まえ、災害に強い安全な道路づくりを目指す。

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

平成8年度道路防災総点検において落石崩壊等の危険があると認められた要対策箇所での災害防除事業を実施する。

2 計画の内容

災害発生等に備えた安全の確保

(単位：千円)

工 種	補 助 事 業	
	箇所数	事業費
災 害 防 除	14	1,148,685

種 別	(13)総合的な駐車対策の推進
実施機関	警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

(1) 違法駐車車両への取締り活動の強化による駐車秩序の確立

(2) 放置駐車違反車両の使用者に対する責任追及

2 計画の内容

(1) 違法駐車車両への取締り活動の強化による駐車秩序の確立

違法駐車対策は、円滑な交通流の確保や歩道等が設置されていない道路における歩行者等の安全な通行を確保し、良好な道路交通環境を確立する上で重要であるため、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締り活動を推進する。また、地域の違法駐車の実態に即した取締り活動を実施するため、

ア 駐車監視員活動ガイドラインの定期的な見直し

イ 地域住民の意見や要望の把握

を行い、駐車秩序を確立する。

(2) 放置駐車違反車両使用者に対する責任追及

放置違反金の納付命令による使用者責任の追及を実効的なものとするため、

ア 車検拒否制度の有効活用

イ 放置駐車常習者に対する使用制限命令の適用

ウ 任意納付に応じない悪質滞納者への適正な滞納処分の執行

を行い、放置違反金制度に基づく違法駐車対策を推進する。

種 別	(13)総合的な駐車対策の推進
実施機関	警察本部交通規制課、商工観光労働部中小企業支援課

1 計画の実施方針および重点

(1) きめ細かな駐車規制の推進（交通規制課）

- (2) 補助制度を利用した駐車場の整備の推進（中小企業支援課）

2 計画の内容

- (1) 地域住民等の意見要望を踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即したきめ細かな駐車規制を推進する。
- (2) 自治振興交付金（商店街基盤施設等整備事業）により商店街顧客専用駐車場の借地料および共同駐車場の設置に対して支援を行う。

種 別	(I4)道路交通情報の充実
実施機関	近畿総合通信局

1 計画の実施方針および重点

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、情報収集・提供体制の充実を図る。

2 計画の内容

- (1) 路側通信やスマートフォンを活用した道路交通情報を収集・提供する通信環境の整備を推進する。
- (2) 各種イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、会場における臨時の放送局の開設を推進する。
- (3) コミュニティ放送局は、市町の一部地域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与している。滋賀県内では、令和7年4月1日までに5局が開局している。
- (4) 交通の分散による交通渋滞の解消、交通の安全と円滑化を図るため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を推進する。

種 別	(I4)道路交通情報の充実
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 利用者サービスの向上を図るため、インターネット等広く普及している情報通信を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上に努める。
- (2) 分かりやすい道路交通環境の確保を行う。

2 計画の内容

- (1) 冬期積雪箇所CCTV画像のインターネット提供を継続して実施する。
- (2) 主要な幹線道路の交差点および交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進により、国際化の進展への対応に努める。

種 別	(I4)道路交通情報の充実
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

多様化するドライバーのニーズに応えるとともに安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置や監視カメラの整備とHPやSNS等を利用した道路情報提供体制の充実を図る。

2 計画の内容

必要に応じ適切な箇所に道路情報提供装置や監視カメラの新設、あるいは既設設備の更新を行うとともに、道路情報板に加え、ホームページ「ロードネット滋賀」やX(旧Twitter)「滋賀県道路保全課」を利用し、道路情報提供の強化を図る。

種 別	(14)道路交通情報の充実
実施機関	西日本高速道路(株)関西支社

計画の内容

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報板、路側通信システム、交通情報携帯サイト(アイハイウェイ)等により、情報提供体制の充実に努める。

また、お客さまセンターにて24時間体制でお客さまの問合せに対応する。

種 別	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

道路利用の適正化を推進するために、不法占用調査および指導、特殊車両の指導取締を引き続き実施する。

2 計画の内容

- (1) 不法占用を調査し、適正化の指導を行う。
- (2) 豊郷計量所において2回の特殊車両の指導取締を行う。

種 別	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路の使用および占用の適正化等
- (2) 地域に応じた安全の確保

2 計画の内容

- (1) 道路の使用および占有の適正化等
安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路使用許可の適正な運用を行う。
- (2) 地域に応じた安全の確保
冬期の安全な道路交通を確保するため、気象や路面状況等の情報を的確に収集するとともに、適切な情報提供を行う。

種 別	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部道路保全課

計画の内容

- 1 占用の許可に当たっては、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の観点から適正化の指導を行う。
- 2 道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路が破損していたり、異常気象等により被害が想定されたりする場合等には、道路法に基づき通行の禁止または制限を行う。
- 3 冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として予防的かつ計画的な通行規制や集中的な除雪作業、凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の更新を推進するとともに、気象、路面状況等の情報を収集し、道路利用者に提供する。

種 別	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部都市計画課

1 計画の実施方針および重点

路上遊戯等によるこどもの交通事故防止を図るため、都市公園の整備を推進する。

2 計画の内容

子どもの遊び場等の確保 (単位：千円)

種 別		箇所数	事業費
市 町 事 業	近隣公園	1	10,000
	地区公園	1	160,205
	総合公園	2	52,000
	運動公園	3	108,034
県 事 業	都市緑地	1	8,500
	広域公園	1	68,740
計		9	407,479

種 別	(16)ウォーカブルな公共空間の整備
実施機関	土木交通部都市計画課

計画の内容

車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲における既存ストックの修復・利活用を図る。

まちなかウォーカブル推進事業 (単位：千円)

種 別	箇所数	事業費
市町事業	4	623,700
合 計	4	623,700

第2節 交通安全思想の普及徹底

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	子ども若者部子育て支援課、土木交通部道路保全課、警察本部交通企画課

〔ア 幼児に対する交通安全教育〕

1 計画の実施方針および重点

- (1) 幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成促進と育成の強化（道路保全課）
- (2) 指導者の育成と資質の向上（道路保全課）
- (3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実（道路保全課、交通企画課）
- (4) 保育所等における交通安全指導の強化（子育て支援課）

2 計画の内容

(1) 幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成促進と育成の強化

就学前の幼児と母親を対象とした幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成を促進するとともに、既成クラブに対する育成指導を強化する。

(2) 指導者の育成と資質の向上

市町交通指導員、各クラブ指導者を対象に合同研修会を開催するほか、指導資料を作成して資質の向上を図る。

(3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実

市町、幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）等を通じて、交通安全教育を効率的に実施するためのビデオ、DVDおよび資料等を提供し、幼児に対する交通安全教育を推進する。（道路保全課）

基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携し、身近な事例を平易な言葉を用いて説明するなど分かりやすい交通安全教育の実施に努めるほか、保護者に対しても、家庭において適切な指導ができるよう、幼児の特性を意識した的確な交通安全教室を実施するように努める。（交通企画課）

(4) 保育所等における交通安全指導の強化

保育所等に対して、日常の保育活動や遊びの中で、交通安全に関する注意力、事故防止等、幼児の交通安全教育を推進する。

また、保育所等の通所時および園外活動における安全の確保等について、指導監査時や通知等により要請する。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

〔イ 小学生に対する交通安全教育〕

1 計画の実施方針および重点

児童が交通ルールの遵守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓

発を進める。特に、自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

交通安全教育指導者講習会 令和7年7月31日開催

子どもの安全確保に関する連絡協議会 令和7年6月20日

令和8年2月6日

ウ 滋賀県学校安全調査により、警察による交通安全教室の実施状況を調べ、研修会等で状況報告と交通安全教育の推進をする。

エ 県内の交通事故状況を市町教育委員会や市町小中学校、県立学校に周知し交通安全の啓発を行う。交通事故速報に関する統計資料を12月末と3月末に通知する。

オ 市町立小・中学校・義務教育学校および県立学校生徒指導担当者連絡協議会、高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全について啓発・指導を行うよう依頼する。

カ 歩行者および自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高めるため、小学校、PTA等と連携して、学校周辺等の道路の具体的な危険箇所を取り上げ関心を持たせる工夫を凝らすなど効果的な交通安全教育の実施に努める。また、保護者や周囲の大人が手本となって交通ルールを守り、正しい交通行動を実践するよう促す。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け

イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備

ウ 通学用自転車の点検整備の徹底

エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立

オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 小学生に対する啓発の推進

ア 長期休業前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」（通知）をすべての公立小学校に送付して、その中で交通安全について小学生・保護者への啓発を依頼し、小学生が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。

イ 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図る。

(4) 学校、PTA等に対する「交通安全子供自転車大会」への参加要請

(5) 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

〔ウ 中学生に対する交通安全教育〕

1 計画の実施方針および重点

生徒が交通ルールへの遵守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

交通安全教育指導者講習会 令和7年7月31日開催

子どもの安全確保に関する連絡協議会 令和7年6月20日

令和8年2月6日

ウ 滋賀県学校安全調査により、警察による交通安全教室の実施状況を調べ、研修会等で状況報告と交通安全教育の推進をする。

エ 県内の交通事故状況を市町教育委員会や市町小中学校、県立学校に周知し交通安全の啓発を行う。交通事故速報に関する統計資料を12月末と3月末に通知する。

オ 市町立小・中学校・義務教育学校および県立学校生徒指導担当者連絡協議会、高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全について啓発・指導を行うよう依頼する。

カ 自転車で安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校、PTA等と連携した自転車教室等の実施に努める。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け

イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備

ウ 通学用自転車の点検整備の徹底

エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立

オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 中学生に対する啓発の推進

長期休業前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」（通知）を全ての公立中学校に送付して、その中で交通安全について中学生・保護者への啓発を依頼し、中学生が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。

(4) 関係機関との連携

「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図る。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

〔エ 高校生に対する交通安全教育〕

1 計画の実施方針および重点

生徒が交通ルールの遵守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。また、滋賀県公立高等学校PTA連合会からの要請を受けて、連携して「3＋1ない運動」を進め、自動二輪車等の事故防止に努める。

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の実施

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

交通安全教育指導者講習会 令和7年7月31日開催

子どもの安全確保に関する連絡協議会 令和7年6月20日

令和8年2月6日

ウ 滋賀県学校安全調査により、警察による交通安全教室の実施状況を調べ、研修会等で状況報告と交通安全教育の推進をする。

エ 県内の交通事故状況を市町教育委員会や市町小中学校、県立学校に周知し交通安全の啓発を行う。交通事故速報に関する統計資料を12月末と3月末に通知する。

オ 二輪車および特定小型原動機付自転車の運転者並びに自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持った行動ができるよう、二輪車の運転免許取得者を対象とした講習会等の実施に努める。

加えて、令和6年5月に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）のうち、自転車を新たに交通反則通告制度の対象とすることを内容とする規定については令和8年4月1日に施行されること、交通反則通告制度の対象は16歳以上の者であるものの、同法の施行を見据え、教育委員会や学校等の関係機関との連携を強化し、自転車利用者である児童・生徒に対する自転車交通安全教育を推進する。

カ 市町立小・中学校・義務教育学校および県立学校生徒指導担当者連絡協議会、高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全について啓発・指導を行うよう依頼する。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け

イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備

ウ 通学用自転車の点検整備の徹底

エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立

オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 生徒に対する啓発の推進

長期休業前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者

への啓発等について」（通知）を全ての県立高等学校に送付して、その中で交通安全について生徒・保護者への啓発を依頼し、生徒が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。

(4) 関係機関との連携

「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図る。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	土木交通部道路保全課、教育委員会事務局生涯学習課、警察本部交通企画課

〔才 成人に対する交通安全教育〕

1 計画の実施方針および重点

- (1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進（道路保全課）
- (2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ（道路保全課）
- (3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化（道路保全課）
- (4) 効果的な交通安全教育の推進（道路保全課、生涯学習課、交通企画課）

2 計画の内容

- (1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進
県が実施する研修会等において交通安全に対する認識を深めるように呼びかける。
- (2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ
関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路利用形態別に
応じた交通安全教育が推進されるよう呼びかける。
- (3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化
関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路の利用形態別に
応じた交通安全教育が総合的、組織的に行われるよう指導を強化するとともに、交
通安全に関する資料の提供など積極的な支援を行う。
- (4) 効果的な交通安全教育の推進
 - ア 対象別に、より交通実態に即した実践的な交通安全教育を継続的に推進する。
 - イ 関係機関・団体等との連携による計画的な交通安全教育を推進する。
 - ウ 成人から高齢者に至るまでの段階的に創意工夫した交通安全教育を実施する。
 - エ 県、市町、学校、関係民間団体および家庭が互いに連携を図る。
 - オ 指導者の育成、教材等の充実、ホームページやしらがメールを活用して情報発信を行い、交通安全意識を高める。
 - カ 滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知と正しい自転車の乗り方、マナーの徹底および自転車の損害賠償責任保険の普及促進を図る。
 - キ 事業所主体による自動車および自転車安全教育の支援を行う。
 - ク 講習は、安全運転に必要な技能・技術および危険予測・回避能力に関する講習、交通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さを理解させる講習、交通安全意識・交通マナーの向上および交通ルールを遵守させるための講習等を行う。
 - ケ 視聴覚ライブラリー（しが生涯学習スクエア）において、交通安全や自転車の正しい乗り方に関する視聴覚教材を貸出す。
 - コ 自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時および免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車や特定小型原動機付自転車、二

輪車、自動車の事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携した交通安全教育の実施に努める。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、健康医療福祉部医療福祉推進課、土木交通部道路保全課

〔力 高齢者に対する交通安全教育〕

1 計画の実施方針および重点

- (1) 関係団体等を通じた啓発の推進（医療福祉推進課）
- (2) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進（道路保全課）
- (3) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進（交通企画課、道路保全課）
- (4) 地域の関係機関・団体等と連携した交通安全教室、訪問指導活動の実施（交通企画課、道路保全課）

2 計画の内容

(1) 関係団体等を通じた啓発の推進

県老人クラブ連合会が開催する大会や研修会、会議等において高齢者の交通事故防止について啓発を行うとともに、各市町の老人クラブ連合会等での積極的な交通安全研修会の実施につなげていく。また、県老人クラブ連合会の広報誌等を活用して、交通安全意識の高揚に向けた広報活動を実施する。

滋賀県レイカディア大学において高齢者の交通安全についての講座を実施し交通安全意識の普及啓発を図る。

(2) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進

実地体験を交えた交通安全教室が実施できる交通安全指導員を養成する。

高齢者の交通安全指導員によって地域の高齢者を対象とした実地体験学習事業が開催されるよう支援する。

(3) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

加齢に伴って生じる身体機能の変化が行動に及ぼす影響や道路を横断する高齢歩行者による法令違反に起因する死亡事故が多いことを理解させるとともに、個々の高齢者の特性に基づいた交通安全教育の実施に努める。

運転免許を保有していないなど交通安全教育を受ける機会が少なく、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用して、歩行者および自転車利用者の心得や、運転者側から見た歩行者および自転車の危険行動等について理解の促進を図る。

高齢運転者に対しては、安全な運転に必要な技能・知識を再確認させるため、危険予測トレーニング機器（KYT）や運転技能自動評価システム（オブジェ）、VR横断歩行シミュレータ等の交通安全教育機器を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。

(4) 地域の関係機関・団体等と連携した交通安全教室、訪問指導活動の実施

交通安全団体で組織された交通安全ボランティアや、平素から高齢者と接する機会の多い自治会役員等の関係機関・団体等と連携した交通安全教室の開催や、各地域において交通安全教育の受講機会が少ない高齢者を対象とした家庭訪問を実施し、交通安全パンフレット、反射材用品等を配布するなどして、事故実態に応じた具体的な個別指導・助言等を行う。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

〔キ 障害者に対する交通安全教育〕

計画の内容

交通安全のために必要な技能および知識の習得のための交通安全教室を開催するなど、障害の種別や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育の実施に努める。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

〔ク 外国人に対する交通安全教育〕

計画の内容

我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進するとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。

種 別	(2)効果的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

長期的に交通安全の水準を向上させ、交通事故を防止するため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、幼児、児童および生徒に対しては、段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

また、従前の取組に加え、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用など、時代に即した交通安全教育や広報啓発活動について効果的に推進する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	土木交通部道路保全課、警察本部交通企画課、西日本高速道路(株)関西支社

〔ア 交通安全運動の推進（県民総ぐるみ運動）〕

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進
- (2) 横断歩道利用者ファースト運動の実施
- (3) 近江路交通マナーアップ運動の実施
- (4) 高齢者「三方よし」運動の実施
- (5) 前照灯早め点灯運動の実施
- (6) 自転車安全利用の推進
- (7) 高速道路における交通安全運動の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進

県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるための絶好の機会であることから、時節や交通情勢

を反映した重点を設定し、SNS等の各種媒体等を積極的に活用するなど、時代に即した効果的な取組を推進する。また、運動の際には、「交通事故死ゼロを目指す日」とも連動して取組を行う。さらに、県および市町をはじめとする関係機関・団体等と連携し、各々の主体的な活動の促進を図るとともに、地域住民一人ひとりが交通安全を自らの問題と捉えて積極的に各種活動や取組に参加する気運を醸成する。また、職域等における運動の活性化を図るとともに、教育機関等との連携を強化し、学生等の参加を促進するなど、若い世代の交通安全意識の向上を図る。

ア 年間を通じて実施する強調日（月）

交通安全啓発日	毎月 1 日※
自転車安全利用日	毎月 1 日※
近畿交通安全日	毎月 15 日
高齢者交通安全の日	毎月 15 日
シートベルト・チャイルドシート着用啓発日	毎月 20 日※
横断歩道利用者ファースト運動啓発日	毎月 25 日※
近江路交通マナーアップ啓発日	毎月 25 日※
ノーマイカーデー（公共交通機関利用促進日）	毎週金曜日
飲酒運転根絶啓発日	毎月第 4 金曜日
飲酒運転について考える日	毎月第 4 金曜日
交通事故死ゼロを目指す日	4 月 10 日・9 月 30 日
自転車安全利用月間	5 月（1 か月間）

（※ ただし、実施日が土日祝日に当たる場合は次の平日に当たる日とする）

イ 期間を定めて実施する運動

運 動 名	期 間
春 の 全 国 交 通 安 全 運 動	4 月 6 日（日）～ 4 月 15 日（火）
夏 の 交 通 安 全 県 民 運 動	7 月 15 日（火）～ 7 月 24 日（木）
秋 の 全 国 交 通 安 全 運 動	9 月 21 日（日）～ 9 月 30 日（火）
年 末 の 交 通 安 全 県 民 運 動	12 月 1 日（月）～ 12 月 31 日（水）
新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動	令和 8 年 3 月 15 日（日）～ 4 月 15 日（水）

(2) 横断歩道利用者ファースト運動の実施

本来歩行者の保護が図られるべき横断歩道上においても、歩行者が被害者となる交通事故が発生していることから、これらの交通事故を防止するため、運転者に対して、横断歩道手前での減速義務と横断歩道において歩行者を優先する義務について強く周知する。

歩行者に対しても、横断歩道外横断や走行車両の直前直後横断の法令違反が多い実態を踏まえ、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うことといった交通ルールへの遵守を促す指導啓発を推進するとともに、手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。

運動の期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 近江路交通マナーアップ運動の実施

滋賀県内の幹線道路および主要路線において、関係機関と連携して道路利用者に対し、前照灯の早めの点灯や後部座席を含めた全席シートベルトの着用、自転車の安全利用など、交通法令の遵守や交通マナーの実践を街頭や個別機関、団体等で呼びかけ

を行い、交通事故総量と交通事故死者数が減少するよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動実施日：県下一斉街頭啓発日…5月26日・10月27日

通常月の啓発日…原則として毎月25日

実施期間：県下一斉街頭啓発日…それぞれの地域の交通実態に応じた概ね1時間

通常月の啓発日…各機関・団体の実情に応じ実施

(4) 高齢者「三方よし」運動の実施

高齢者が関係する交通死亡事故状況を分析すると、高齢ドライバーについては、夜間、天候不良または遠距離運転時の発生が高い割合を占めており、高齢歩行者については、夜間の道路横断中に被害に遭うケースが多いことから、注意点を呼びかけ、高齢者が関係する交通事故総量と交通事故死者数が減少するよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 前照灯早め点灯運動の実施

特に夕暮れ時は、車両の視認性の低下や、前照灯点灯のタイミングの遅れから、交通事故が多発傾向にあるため、車両の視認性の向上と、ライト点灯という能動的な交通安全行動により運転者の安全意識を高めるとともに、夜間時は、前照灯をこまめにハイビームへ切り替えることで緊張感を保持し、交通事故の総量を抑制し重大事故を防止できるよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

(6) 自転車安全利用の推進

一層の自転車の安全利用を推進するため、毎月1日の「自転車安全利用日」と5月の「自転車安全利用月間」に、自転車の安全利用に関する啓発活動を実施する。

(7) 高速道路における交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通安全県民運動等を高速道路交通警察隊等と合同で実施し、高速道路における運転マナーおよび交通安全に関する啓発活動を実施する。また、横断幕・懸垂幕・道路情報板・ハイウェイラジオ・休憩施設のトイレボードを活用し、交通安全を啓発する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

〔イ 横断歩行者の安全確保（横断歩道利用者ファースト運動）〕

計画の内容

- 1 運転者に対し、子ども・高齢者・障害者をはじめとする歩行者に対する保護意識の高揚を図るため、運転者教育や安全運転管理者による指導、広報啓発活動等により、歩行者の特性を理解させる効果的な交通安全教育等の実施に努める。
- 2 本来歩行者の保護が図られるべき横断歩道上においても、歩行者が被害者となる交通事故が発生していることから、これらの交通事故を防止するため、運転者に対して、横断歩道手前での減速義務と横断歩道において歩行者を優先する義務について強く周知する。歩行者に対しても、横断歩道外横断や走行車両の直前直後横断の法令違反が多い実態を踏まえ、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うことといった交通ルールの遵守を促す指導啓発を推進するとともに、手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守

るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。

- 3 薄暮時から夜間における歩行者や対向車の早期発見による交通事故防止対策として、前照灯の早めの点灯や上向き点灯（対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用）について広報啓発を強化する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	土木交通部道路保全課

〔ウ 自転車の安全利用の推進（ビワイチ等）〕

計画の内容

知事より委嘱を受けた「自転車安全利用指導員」が、県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、企業等で自転車交通安全教室の実施、街頭等における自転車条例の周知を呼びかける啓発および自転車安全利用の指導の実施等を行う。

事業計画

活動内容	種別	事業量
交通安全教室	実施回数	40回
街頭啓発	対象人数	150回
自転車販売店への指導	指導店舗数	150店
ビワイチ参加者への啓発	実施回数	150回

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

〔ウ 自転車の安全利用の推進（ビワイチ等）〕

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自転車利用者に対するルールへの周知
- (2) 自転車安全教育の推進
- (3) 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の推進

2 計画の内容

(1) 自転車利用者に対するルールの周知

県および市町、学校、自転車関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）や自転車安全利用五則（「自転車の安全利用の促進について」（令和4年11月1日交通対策本部決定））を活用するなどして、効果的な広報啓発活動を実施し、全ての自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図る。

自転車は、極めて身近な交通手段であり、配達や通勤・通学をはじめ、様々な目的で利用されているが、交通ルールやマナーに違反する行動が多く、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しているため、交通安全教育の充実を図る。

この際、令和6年11月1日、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の一部が施行され、自転車の運転中における携帯電話使用等および自転車の酒気帯び運転等に関する規定が整備されたことを踏まえ、これらの改正内容について、自転車利用者への声掛けを積極的に行うとともに、関係機関・団体等とも連携を強化し、広報啓発に努める。

また、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成する。

乗車用ヘルメットの着用については、全ての年齢層の自転車利用者に対して努力義務が課されていることや、乗車用ヘルメットの着用により被害軽減効果が期待できることについて、従来の交通安全教室の開催のほか、SNS等による動画や情報の発信、リーフレットの作成・配布等による効果的な広報啓発活動を学校や自転車販売店等と連携して推進することにより、全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用の徹底を図るとともに、保護者に対しては、幼児や児童が自転車に乗車する際の乗車用ヘルメットの着用の徹底を図る。

このほか、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携し、幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際の乗車用ヘルメットおよびシートベルトの着用について、降園前の時間を活用するなどし、保護者を対象とした広報啓発を推進する。特に、幼児二人同乗用自転車については、転倒防止や安全利用を促進するため、参加・体験・実践型による従来の交通安全教室のほか、SNS等による動画や情報の発信、リーフレットの作成・配布等による情報提供および注意喚起等の各種広報啓発を推進する。

(2) 自転車安全教育の推進

ア 学校、教育委員会等と連携して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進するとともに、自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するなど、教育内容の充実を図るほか、発生しやすい事故類型や交通ルールが定められている理由等の説明、児童・生徒間で交通ルールについて理解を深めるプログラム等、現行の自転車安全教育に加え、更に工夫を加えて教育を行うよう努める。

自転車安全教育を受ける機会が少ない大学生、成人については、自転車安全教育の機会を提供するため、大学等の教育機関や企業等における教育の促進を図るほか、SNS等の各種媒体を積極的に活用した短時間の動画等による情報発信を行うとともに、閲覧状況等の検証を行う。

イ 販売事業者等への指導

自転車販売店やシェアリング事業者等に対しては、具体的な教育内容の指針や教育に資する資料を示すなど、自転車安全教育を適切に行うことができるよう配慮する。

(3) 特定小型原動機付自転車等の新たなモビリティに関する交通安全対策の推進

ア 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールについて、関係機関や関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則を活用するなどして、効果的な交通安全教育を実施するとともに、ウェブサイトやSNS等による動画や情報の発信等の効果的な広報啓発活動を実施し、周知を図る。

さらに、乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、特定小型原動機付自転車の運転者に対して、乗車用ヘルメットの着用の徹底を図る。

また、特定小型原動機付自転車については、シェアリング事業者や販売事業者に対し、

(ア) ヘルメットの貸出しその他のヘルメットの着用促進のための取組の推進

(イ) 対歩行者事故の防止に重点を置いた交通安全教育内容の充実

(ウ) 飲酒運転禁止の徹底

を働き掛けるなどして、関係事業者と連携して交通安全対策を一層推進する。

イ 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「特

定小型原動機付自転車運転者講習」という。)を適切に運用し、特定小型原動機付自転車運転者の交通ルールに対する遵法意識を醸成する。

- ウ 特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイクについて、関係事業者および関係行政機関で組織するパーソナルモビリティ安全利用官民協議会において策定された「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するためのガイドライン」および「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」に基づき、関係事業者が取り組むべきこととされている交通安全対策が実効的に行われるよう支援・協力を行う。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

〔エ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底〕 計画の内容

全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、県および市町や旅客運送事業者等をはじめとする関係機関・団体等と連携し、各種講習等のあらゆる機会や各種広報媒体を効果的に活用した広報啓発を図るほか、交通指導取締りを推進する。

また、後部座席のシートベルト非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなるため、後部座席のシートベルト着用の必要性・有効性を周知するとともに、衝突実験映像等を活用するなどして、着用による被害軽減効果を実感できる参加・体験型の交通安全教育を推進する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

〔オ チャイルドシートの正しい使用の徹底〕 計画の内容

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等に適合したチャイルドシートの正しい使用方法および使用効果について、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、自動車やチャイルドシートの販売店等と連携して保護者に対する取付け講習会等を開催し、適正な使用方法について指導の徹底等を図る。特に、チャイルドシートの使用率が低くなる傾向にある比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

6歳以上であっても、体格等の事情により、6歳以上の児童がシートベルトを適切に着用させることができない子どもには、チャイルドシートを使用させることについて、広報啓発を強化する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

〔カ 反射材用品等の普及促進〕 計画の内容

薄暮時・夜間において歩行者および自転車利用者が被害に遭う交通事故を防止するため、子どもや高齢者をはじめとする全ての年齢層を対象として、反射材用品、LEDライト

等の視認効果や使用方法等について理解を深め、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育の実施や、衣服や靴、鞆等身の回り品への反射材の組み込みの推奨、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

また、関係機関・団体と連携した反射材用品等の広報啓発活動を実施する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

〔キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動等の推進〕

1 計画の実施方針および重点

- (1) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (2) 広報啓発の推進
- (3) 関係機関・団体・業界との連携の推進

2 計画の内容

(1) 参加・体験型の交通安全教育の推進

飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、映像機器や飲酒体験ゴーグル等の活用により、体内にアルコールを保有した状態では、安全運転に必要な能力が低下した状態になることを理解させる。

(2) 広報啓発の推進

様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性および飲酒運転による交通事故実態を積極的に周知するとともに、運転者はもちろんのこと、自転車を含む車両等を提供した者、酒類を提供した者および自己の運送を要求・依頼して同乗した者に対する罰則等についても周知する。

また、令和5年12月1日から、企業等の安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者に対し、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認すること等が加わっていることについても周知を図る。

(3) 関係機関・団体・業界との連携の推進

県および市町、交通ボランティア、交通安全関係団体、酒類製造・販売業、酒類提供飲食店等と連携して、「ハンドルキーパー運動」への参加を広く県民に呼び掛けるなどして、地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない環境づくり」に取り組む。

また、自動車運転代行業の健全化および利用者の利便性・安心感の向上を図るための施策を推進する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

〔ク 交差点事故防止対策の推進〕

計画の内容

交差点での交通事故の多くは、信号無視や一時不停止、安全不確認等の基本ルール無視が原因であり、交通ルールを遵守させ交通事故を防止するため、関係機関・団体等が連携して、交通監視、街頭指導、啓発活動等を実施するなど、県民に「止まる、見る、待つ」の交差点通行時の基本の周知徹底を図る。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

〔ケ 効果的な広報の実施〕

計画の内容

県民一人ひとりが交通安全を自らの問題として捉え、日常生活の中で交通マナーの向上が図られるよう、県および市町をはじめとする関係機関・団体等と連携して、県民の参加を得て行う交通安全ファミリー作文コンクール等の広報啓発活動や各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開するほか、対象に応じたチラシ、パンフレットの配布等の従来の方法に加え、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用等、効果的な広報啓発活動を推進する。

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対しては、交通安全関係資料を積極的に、時機を逸することなく提供するなどして、交通安全広報について十分な協力を得られるよう努めるとともに、関係機関・団体等に対してもこれらの資料を積極的に提供し、自主的な交通安全活動の効果的な展開を促進する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

〔コ その他の普及啓発活動の推進〕

1 計画の内容

- (1) 先端技術を活用した普及啓発活動の推進
- (2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

2 計画の内容

(1) 先端技術を活用した普及啓発活動の推進

ア 関係機関・団体等と連携し、安全運転サポート車について、運転免許センター等の警察施設を試乗会の実施場所として提供するほか、自動車教習所等に協力を要請するなど、各種機会を利用して更なる普及啓発に努める。この際、高齢運転者の交通事故の特徴等を周知するとともに、販売事業者を通じ、先進安全技術の限界や使用上の注意点等に対する理解の促進を図る。

また、運転に不安を感じるものの日常生活のための移動手段として自動車の運転が必要な高齢運転者に対しては、申請により、普通自動車免許により運転することができる普通自動車の種類を一定の安全運転支援機能を備える「サポートカー」に限定する条件を運転免許に付与等するサポートカー限定免許の制度の周知を図る。

イ 交通事故の実態について県民の理解を深め、交通事故防止に資する意識の啓発等を行うことができるよう、GIS（地理情報システム）を活用するなどして、交通事故分析情報を分かりやすく公表し、その実態等についての周知を図る。

ウ 先進安全自動車に関する技術の開発・普及が促進されていることを踏まえ、技術に対する過信による事故を防止するため、販売事業者を通じた周知やウェブサイトの活用を含む広報啓発活動により、技術の限界や使用上の注意点等の理解の促進を図る。また、自動運行装置を備えた自動車について、ウェブサイトを活用するなどして、当該装置の機能や使用上の注意点の理解の促進を図る。

(2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

県民総ぐるみによる交通安全意識を高め、「交通事故のない安全・安心な滋賀」実現のための新たな決意の場とする「滋賀県交通安全推進大会」を開催する。

種 別	(4)交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
実施機関	土木交通部道路保全課

計画の内容

- 1 児童の通学時間帯における道路横断時等の保護誘導、高齢者のいる家庭に対する訪問指導、幼児や保護者に対する交通安全教育等の活動に従事している民間ボランティア等に対し、その活動が地域の交通事故実態に即して効果的に実施されるように必要な情報の提供、助言等の支援等に努める。
- 2 民間の交通安全教育チームの支援を行う。
- 3 地区交通安全協会、安全運転管理者協会等が実施する交通安全推進事業の支援を行う。各種民間団体に対して、交通安全活動への参加と実践を働きかけ、地域ぐるみの交通安全活動推進体制の確立に努める。
- 4 地区交通安全協会等が実施する交通安全推進事業に対して支援する。
地区交通安全協会(12協会)
高速道路交通安全協議会
滋賀県交通安全女性団体連合会

種 別	(4)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課

計画の内容

児童の通学時間帯における道路横断時等の保護誘導、高齢者のいる家庭に対する訪問指導、幼児や保護者に対する交通安全教育等の活動に従事している民間ボランティア等に対し、その活動が地域の交通事故実態に即して効果的に実施されるように必要な情報の提供、助言等の支援等に努める。

種 別	(5)住民の参加・協働の推進
実施機関	警察本部交通企画課

計画の内容

交通安全総点検等の際に、その活動が地域の交通事故実態に即して効果的に実施されるように必要な情報の提供、助言等の支援等に努める。

種 別	(5)住民の参加・協働の推進
実施機関	総合企画部県民活動生活課

1 計画の実施方針および重点

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例では、自転車の安全で適正な利用に加え、自転車の防犯対策についても定めていることから、自主防犯活動団体、警察、市町等と協力し、街頭啓発を中心とする各種活動を通じて自転車盗難防止対策、自転車交通ルール遵守の徹底を自転車利用者呼びかける。

2 計画の内容

- (1) 地域の自主防犯団体等の住民により実施されている「子ども見守り活動」や青色回転灯装着車によるパトロール活動、普段の生活で防犯意識を持ち子どもや地域のことを気にかける「ながら見守り」を通じて、犯罪被害防止と交通事故抑止等の交

通安全対策の重要性を呼びかける。

- (2) 自主防犯活動団体、警察、市町等と協力し、街頭啓発を中心とする各種活動を通じて、自転車盗難被害防止対策、自転車交通ルール遵守の徹底を自転車利用者に呼びかける。

種 別	(5)住民の参加・協働の推進
実施機関	健康医療福祉部健康福祉政策課

1 計画の実施方針および重点

ユニバーサルデザインの普及啓発の推進

2 計画の内容

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、はじめからすべての人が利用し、参加することを考えに入れて計画し、実施することにより障壁を作らないというユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図る。

第 3 節 安全運転の確保

種 別	(1)運転者教育等の充実
実施機関	警察本部交通企画課、警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 高齢運転者対策の充実・強化
- (2) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実
- (3) 運転者に対する再教育等の充実
- (4) 二輪車安全運転対策の推進
- (5) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
- (6) 悪質・危険な運転者の早期排除

2 計画の内容

(1) 高齢運転者対策の充実・強化

ア 高齢運転者に対する安全教育の充実

(ア) 道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 42 号）の施行により、75 歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査の制度が導入され、運転免許証等の更新時に実車による走行を行い、一時停止等の課題についてその結果が一定の基準に該当する者には運転免許証等の更新をしないこととされたことから、引き続き、同制度の適正かつ円滑な運用に努める。

また、高齢者講習、認知機能検査および運転技能検査については、高齢化の更なる進展に伴い、受講者等の一層の増加が見込まれることから、引き続き実施機関と連携し、実施体制を確保した上で、これら講習や検査を的確に実施していく。

(イ) 臨時高齢者講習については実車指導の個別評価に基づく丁寧な安全指導を行うなど、きめ細やかな交通安全教育を推進する。

イ 臨時適性検査の適切な実施

(ア) 高齢運転者に対する教育の充実を図るため、75 歳以上の運転者に対する認知機能検査の適切な運用を図るとともに、同検査に関する問合せ、相談等への対応に当たっては、本人およびその家族の心情に配慮した対応に努める。

(イ) 認知機能検査の機会等を通じて、認知症のおそれがある運転者の早期把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行うとともに、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医等との連携を強化するなど態勢の強化を図る。

ウ 運転免許証自主返納に対する支援の推進

申請による運転免許の取消しおよび運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとともに、県および市町をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、運転免許証を返納した者に対する公共交通機関の運賃割引、協賛店における割引等の支援措置を充実させることにより、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。（交通企画課）

加齢に伴う身体機能の低下等により自動車等の安全な運転に不安のある高齢ドライバーやそのご家族が相談することができる窓口の設置や運転免許課における自主

返納窓口を拡充するほか、運転免許証等を自主返納する意思がありながら諸事情により、窓口に出向くことが困難な方に対して代理人による申請を受け付けるなど、高齢者運転が自主的に運転免許証等を返納しやすい環境づくりと各種の情報発信の充実を図る。（運転免許課）

エ サポートカー限定条件付免許の普及・推進

運転に不安を感じるものの日常生活のための移動手段として自動車の運転が必要な高齢運転者等に対し、申請によるサポートカー限定免許の周知を図る。

オ 高齢者からの相談等に対する適切な対応

高齢者やその家族からの安全運転相談をはじめとしたサポートカー限定免許の付与および免許証等の自主返納などの各種相談に対して、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行う。

(2) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

ア 自動車教習所の教習水準の維持向上

自動車の運転に関する教習の適正な水準を維持向上するため、随時検査などの機会を通じて、自動車教習所の態様に応じた必要な指導または助言を行う。

イ 運転免許取得時における教育の実施

運転免許を新たに取得した者に対し、滋賀県警察ホームページに掲載されている「合格者のしおり」（運転免許課作成）から抜粋した資料を用いて、運転免許の更新、記載事項の変更、初心運転者期間制度の内容や安全運転のポイント等を説明し、周知促進を図る。

(3) 運転者に対する再教育等の充実

ア 運転免許の取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、更新時講習等においては、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、最新の交通事故分析に基づいた講習内容の充実を図るとともに、各種講習用資器材や実車を活用した参加・体験・実践型の運転者教育を推進する。

イ 飲酒運転撲滅のために、取消処分者講習（飲酒取消講習のみ）において、受講者に飲酒運転防止DVDを視聴させるほか、アルコールのスクリーニングテストを実施し、その結果を踏まえた上で、必要に応じ、アルコール依存症に関する相談窓口を利用するように促す。

(4) 二輪車安全運転対策の推進

ア 指定自動車教習所に対して、二輪車の事故事例や発生実態等を取り入れた教習を実施するよう指導する。

イ 原付免許取得時講習において、二輪車の事故事例や発生実態等を取り入れた講習を実施する。

(5) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシートおよびヘルメット着用義務違反に対する街頭での交通指導取締りを推進する。

(6) 悪質・危険な運転者の早期排除

交通事故や交通違反にかかる行政処分対象事案の早期上申・早期執行を図り悪質危険な運転者の早期排除を推進する。

種 別	(2)運転免許制度の改善
実施機関	警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 運転免許関係手続の簡素化の推進
- (2) 更新時講習の適切な運用と充実・強化
- (3) 各種運転免許申請書のダウンロードサービスの実施
- (4) 安全運転相談の適切な運用

2 計画の内容

(1) 運転免許関係手続の簡素化の推進

運転免許センターおよび県内全警察署に設置の運転免許手続に係る自動受付機を活用し、免許更新や記載事項変更手続等における申請書の記載事項の省力化および事務手続の時間短縮など申請者の利便性向上を図る。

また、令和7年3月24日から運用が開始された運転免許証とマイナンバーカードの一体化について、県民への周知を図るとともに、関連業務の円滑な運用に努める。

(2) 更新時講習の適切な運用と充実・強化

更新時講習は、運転免許センター（守山市および米原市）および各警察署（米原警察署除く。）で行っているが、引き続き、県民の利便性に配慮しつつ、内容を充実させたビデオ講習等により実施する。

また、令和7年3月24日から運用が開始されたオンライン更新時講習について、県民への周知を図るとともに、円滑な実施に努める。

(3) 各種運転免許申請書のダウンロードサービスの実施

滋賀県警察ホームページから運転免許申請にかかる各種様式（運転免許申請書など）をダウンロードできるようにしているところであるが、更なる利便性の向上を図るため、入力フォームを構築し、申請書への手書きを省力化するなど、申請者の利便性向上を図る。

(4) 安全運転相談の適切な運用

一定の病気に罹患している者等に対する安全運転相談は、個人の権利・利益に直結する免許の取得や継続の可否判断の基礎となるものであることから、県民の立場に配慮した適切な運用に配慮しつつ、関係機関と連携した相談体制の強化に努める。

種 別	(3)安全運転管理の徹底
実施機関	警察本部交通企画課

計画の内容

安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等

- 1 企業等における自主的な安全運転管理の推進および安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転管理者等の組織化の促進、安全運転中央研修所での研修課程の受講、運転記録証明書の企業一括申請による分析表の取得をはじめとする各種運転経歴に係る証明書の活用等による安全運転管理者等の管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。
- 2 安全運転管理者の業務として、令和5年12月1日から、運転前後の運転者に対し、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認すること等が加わっているところ、こうした新たな義務の確実な実施について指導を強化する。

さらに、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10第5号に規定された点呼等の実施について、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認と同様、遠隔実施や外部委託が可能となったことから、制度が適正に運用されるよう指導

を強化する。

- 3 安全運転管理者等の選任状況を的確に把握するとともに、安全運転管理者の選任状況を県警察のウェブサイト上に公開することにより選任の促進を図るほか、自動車保管場所証明業務との連携等により未選任事業所の効果的・効率的な把握に努め、未選任事業所に対して、適切に対処する。安全運転管理者等の選任に当たっては、安全運転管理者制度の目的を踏まえ、使用者に代わるべきものとして、安全運転管理業務を強力かつ効果的に遂行することができる職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう、事業所に対する指導を強化する。

種 別	(4)事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進
実施機関	滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立
- (2) 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶
- (3) ICT・自動運転等新技術の開発・普及推進
- (4) 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策
- (5) 業態毎の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策
- (6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策
- (7) 運転者の健康起因事故防止対策の推進
- (8) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底
- (9) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進

2 計画の内容

(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

(2) 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

事業用自動車の運転者による酒気帯び運転や覚醒剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶を図るため、点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、講習会や全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検なども活用し、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行うとともに、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」の周知を図る。

(3) ICT・自動運転等新技術の開発・普及推進

自動車運送事業者における交通事故防止のため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。また、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。さらに、自動車運送事業者における運行管理者の人手

不足、運転者や運行管理者の働き方改革等に対応するため、安全性を確保した上での運行管理の効率化に資するICT 技術の開発・普及を促進する。

(4) 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

事業用自動車の運転者の高齢化、および高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。

(5) 業態毎の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施する。

(6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

(7) 運転者の健康起因事故防止対策の推進

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患および視野障害について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。

(8) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

自動車運送事業者における関係法令等の遵守および適切な運行管理の徹底を図るため、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施するとともに、悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者に対する監査を徹底する。また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受け、取りまとめた総合的対策に基づき、法令違反の早期是正や違反を繰り返す事業者を退出させるよう行政処基準を厳格に運用する。さらに、民間の調査員が一般の利用者として実際に運行する貸切バスに乗車し、休憩時間の確保などの法令遵守状況の調査を行う「覆面添乗調査」を実施する。このほか自動車運送事業者に対する行政処分基準については適宜見直しを行う。

(9) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするため、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の普及を更に促進する。

(10) 貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及促進

公益社団法人日本バス協会において、旅行会社や利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるようにするとともに、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図るため、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及を促進する。

また、本制度においては、令和5年12月に運行管理等の審査基準の厳格化や、認定種別を三ツ星から五ツ星に変更するなど、制度開始以来初の抜本的見直しを行ったところであり、より一層の普及促進を図る。

種 別	(5)交通労働災害の防止等
実施機関	滋賀労働局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通労働災害防止対策の周知および指導
- (2) 交通労働災害防止対策を効果的に推進するための関係団体との連携
- (3) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の履行を確保するための監督指導および関係機関との連携

2 計画の内容

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年5月28日付け基発0528第2号）に基づく交通労働災害防止対策について、「交通労働災害防止対策の徹底について」（平成28年2月24日付け滋労発基0224第2号）に基づき指導の徹底を図る。
- (2) 交通労働災害の発生時においては、滋賀県警察本部交通部と連携し、原因の究明や同種災害の再発防止対策を図る。
- (3) 一般社団法人滋賀県トラック協会主催の交通安全フェアを後援し、参加勧奨を行うことで、交通労働災害防止のための意識啓発を行う。また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部主催の安全衛生教育講習会等に講師として参加する。
- (4) 労働基準関係法令および「自動車運転者の労働時間等の改善の基準」に基づく自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署による監督指導を実施するとともに、地方運輸機関等との連携を図る。

種 別	(6)道路交通に関連する情報の充実
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

気象情報（自然現象）における道路交通に向けた取組として、道路情報板等を活用し、広く情報発信を行う。

2 計画の内容

インターネットを通じたCCTV画像の公開や道路情報板、またX（旧Twitter）による注意喚起等を引き続き実施する。

種 別	(6)道路交通に関連する情報の充実
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

迅速な収集・提供

2 計画の内容

交通情報を的確に収集・提供するための交通安全施設の整備を推進する。

種 別	(6)道路交通に関連する情報の充実
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

災害時の道路の被災状況や通行規制情報、冬期の降雪状況、路面状況等を収集し、道路利用者に情報提供する。

2 計画の内容

冬期については、HP「ロードネット滋賀」やX（旧Twitter）「道路保全課」により、大雪が予想される場合には事前に気象情報に加え、出控えや冬用タイヤの装着等の啓発を行うとともに、県内の路面状況や積雪情報等の情報発信を行う。

また、台風や大雨、大雪などにより道路が被災した場合については、速やかにロードネット滋賀やSNS、道路情報提供装置等で情報提供を行う。

種 別	(6)道路交通に関連する情報の充実
実施機関	彦根地方気象台

1 計画の実施方針および重点

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。

- (1) 気象観測予報体制の整備等
- (2) 地震の監視・警報体制の整備等
- (3) 情報の提供等
- (4) 気象知識等の普及

2 計画の内容

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

(2) 地震の監視・警報体制の整備等

地震による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

○緊急地震速報（予報および警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報および警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発および精度向上に取り組む。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かりやすく提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や気象情報における線状降水帯による大雨の可能性

についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。

さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

イ 緊急地震速報（予報および警報）など

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報および警報）、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

第4節 車両の安全性の確保

種 別	(1)車両の安全性に関する基準等の改善の推進
実施機関	滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等
- (2) 先進安全自動車（ASV）の開発・普及促進
- (3) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進

2 計画の内容

(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

車両の安全対策については、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において、令和3年6月に取りまとめられた報告書を踏まえ、「歩行者・自転車等利用者の安全確保」、「自動車乗員の安全確保」、「社会的背景を踏まえて重視すべき重大事故の防止」および「自動運転関連技術の活用・適正利用促進」を柱として、車両の安全対策を推進する。

安全基準の拡充・強化については、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」に係る国連基準等の国内導入を行うとともに、日本が副議長を担い議論を主導している国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において引き続き基準調和を進めながら、車両の安全性向上に取り組む。

(2) 先進安全自動車（ASV）の開発・普及促進

産学官の連携により、先進技術を搭載した自動車の開発と普及を促進し、交通事故削減を目指す「先進安全自動車（ASV）推進プロジェクト」の第7期ASV推進計画では、「自動運転の高度化に向けたASVの更なる推進」を基本テーマとして、令和3年度から令和7年度の5年間で、①既存のASV技術の正しい理解・利用のための効果的な普及戦略の検討、②運転者が明らかに誤った操作を行った場合等であっても、システムが安全操作を行う安全技術のあり方の検討、③通信や地図を活用した協調型の安全技術の実用化と普及に向けた共通仕様の検討、④自動運転車においてシステムが負うべき責任の範囲の整理についての検討等に取り組んでおり、最終年度の令和7年度は、検討の結果を取りまとめる。

(3) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進

衝突被害軽減ブレーキ等を備えた安全運転サポート車（サポカー）の普及が進む一方、認知ミスや運転操作ミスに起因する高齢運転者による事故が発生していることを踏まえ、更なる事故防止につなげるため、運転者や他の交通参加者に報知する技術の共通仕様について検討を行うとともに、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の保安基準の整備に向けた検討を行う。

種 別	(2)自動運転車の安全対策・活用の推進
実施機関	滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進

- (2) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進
- (3) 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用
- (4) 自動運転車の事故に関する原因究明および再発防止に向けた取組の推進

2 計画の内容

(1) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進

交通事故削減や高齢者等の移動手段の確保などに資する自動運転について、安全を確保した形での普及・拡大に向け、自動運転移動サービスの導入を目指す地方公共団体の取組みを補助事業者により支援を行う。

(2) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進

ユーザーが過信・誤解することなく自動運転車を使用できるよう、自動運転機能が適切に作動するのは走行環境条件内に限られること等について、ユーザーへの周知の方法の検討を開始する。

(3) 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用

令和6年10月に自動車検査に導入された「OBD検査」について、適確に運用する。また、自動運転等の新技術を含む自動車の安全・環境性を確保するため、型式指定制度を着実に運用するとともに、ソフトウェアアップデートに係る許可制度等を適切に運用していく。

(4) 自動運転車の事故に関する原因究明および再発防止に向けた取組の推進

自動運転車の事故の原因を究明するための調査分析および再発防止に向けた提言を行うことを目的として令和2年度に設置された「自動運転車事故調査委員会」において、引き続き、自動運転車の事故調査に資する知見の収集を行うほか、自動運転車の実運用、実証実験中に事故が生じた際には、事故原因に関する調査分析を実施する。

種 別	(3)自動車の検査および点検整備の充実
実施機関	滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車の検査の充実
- (2) 自動車点検整備の充実

2 計画の内容

(1) 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備および検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構および軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化をはじめとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、令和6年10月に導入された「OBD検査」の適確な運用にあたり、運用状況の確認とともに課題の収集および対応の検討等を行い、必要に応じて制度の見直し等を実施する。

また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、整備不良車両および不正改造車両を始めとした基準不適合車両の排除等を推進する。

(2) 自動車点検整備の充実

ア 点検設備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係

機関の支援および自動車関係団体の協力の下、令和7年度においては、9月の1か月間に加え、地域事情に応じて各地方が独自に設定する1か月間を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開するとともに、車検時に法定点検の実施を確認できなかった車両（二輪車、被けん引車、大型特殊自動車（前面ガラス無）を除く。）については、その旨を検査標章裏面の余白に記載するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。特に大型車の車輪脱落事故については、令和4年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」が策定した「中間取りまとめ」に基づき、車輪脱落事故防止対策を推し進める。

イ 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援および自動車関係団体の協力の下、令和7年度においても、地方運輸局等で地域の事情に応じて設定する1か月間を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、自動車使用者および自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。

また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

ウ 自動車整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に保守管理するためには、これらの変化に対応し、自動車整備事業者の整備技術を高度化する必要がある。このような状況を踏まえ、令和2年4月に施行された特定整備制度について、自動運行装置を含む電子制御装置の整備に必要な認証の早期取得等を周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。

種 別	(4)自転車の安全性の確保
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

- (1) 自転車の被視認性を向上し、薄暮時から夜間における自転車事故の防止を図るため灯火点灯の徹底を図るとともに、反射材用品等の取付けを促進する。

また、自転車側の多くに何らかの法令違反が見られることに鑑み、関係団体と連携し県内の学校等で自転車の安全点検促進活動や安全利用講習を行うなど、自転車利用者が定期的に制動装置、ハンドル等の点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、具体的な事故事例を示すなどして、加害者となる場合に備えた損害賠償責任保険等の加入の必要性について、自転車利用者に周知するよう努める。

（交通企画課）

- (2) 自転車販売店等に対し、自転車の点検整備の励行や自転車に関するルールの周知等を通じて、地域における自転車の安全利用の中核として活動するよう、あらゆる機会

を通じて啓発に努める。（道路保全課）

ア 夜間における交通事故防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及を促進し、自転車の被視認性の向上を図る。

イ 全ての世代の自転車利用者に対し、自転車用ヘルメットの着用を促進する。

第 5 節 道路交通秩序の維持

種 別	(1)交通の指導取締りの強化等
実施機関	警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

効果的な交通指導取締り活動の推進

2 計画の内容

(1) 交通事故抑止に資する指導取締りおよび街頭活動の推進

交通指導取締りが有する交通事故抑止効果および交通事故発生時の被害軽減効果を最大限に発揮させるため、交通指導取締り全般を交通事故実態の分析等に基づく交通指導取締り方針の策定、実行、効果検証および検証結果を同方針へ反映させるなどPDCAサイクルに基づき管理し、限られた体制での交通死亡事故の抑止に資する交通指導取締りをより一層推進する。

また、交通事故多発路線および交差点等において、児童、高齢者等の道路横断時の保護誘導、歩行者の法令違反や自転車の交通ルール等についての指導などのほか、通学および薄暮時間帯における白バイやパトカーによる警戒活動等の街頭活動を推進する。

(2) 飲酒運転・無免許運転・携帯電話使用違反に対する交通指導取締りの強化

飲酒運転違反や飲酒運転に起因する交通事故の発生状況等を分析の上、その結果に基づき有効な取締りの時間帯・場所・方法等について、効果的な取締り方針を策定するとともにPDCAサイクルに基づく取締り管理を徹底するほか、無免許運転認知時の厳正な取締り、無免許常習者の組織的な把握、情報の共有を図るなど無免許運転の取締りを強化する。

また、飲酒、無免許運転等の検挙時は、運転者のみならず、同乗者等の周辺者に対する徹底した捜査を行い、周辺罪の立件に努めるとともに、適切な広報により飲酒運転や無免許運転の危険性の周知を図る。

加えて、運転中に携帯電話等を使用することは、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、携帯電話使用等の取締りを強力に推進する。

(3) 自転車利用者・電動モビリティによる交通違反に対する交通指導取締りの強化

自転車指導啓発重点路線等において、信号無視、通行区分違反等歩行者や他の車両に危険性・迷惑性の高い違反の交通指導取締りを推進し、自転車利用者による交通違反が行われた際には、飲酒運転や警察官等の警告に従わずに違反行為を継続するなど悪質・危険な交通違反に対して積極的に検挙措置を講ずる。

違反行為の危険性や交通ルール遵守の重要性について理解できるよう実効性のある指導警告を行う。

特定小型原動機付自転車については、飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為や通行区分違反、横断歩行者妨害等の歩行者に危険を及ぼす違反行為の取締りを強化し、他の電動モビリティについては、車両区分に応じ無免許運転等の違反行為に対して交通ルールが遵守されるよう積極的な取締りを推進する。

(4) 通学路における効果的な交通指導取締りの推進

児童の安全確保の観点から登下校時間帯において、各種交通規制の実効性を確保するため当該規制の入口等における積極的な指導・警告を行い、違反をさせないほか、通

学路において可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な速度違反取締りなど交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。

(5) 高速道路における交通の安全確保

高速道路における交通指導取締りについては、交通パトカーによる警戒活動を推進するとともに、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反、特に妨害運転、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、交通の流れを阻害する通行帯違反等を重点とした指導取締りを推進する。

種 別	(2)交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
実施機関	警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底
- (2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化
- (3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

2 計画の内容

(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条または第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図るとともに、短期間に複数回、交通事故を起こした者の抽出等により、一定の症状を呈する病気にかかっている疑いのある者の把握に努め必要に応じて行政処分や交通安全教育を実施する。

(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実および研修等による捜査員の捜査力の一層の向上に努める。

(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

3Dレーザースキャナや、ひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等を活用し、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

種 別	(3)暴走族対策の推進
実施機関	警察本部交通指導課、子ども若者部子ども家庭支援課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 積極的な検挙等による暴走行為等の封じ込め
- (2) 不正改造車両等に対する取締り
- (3) 暴走族グループ等の解体に向けた取組の推進
- (4) 行政処分および再犯防止措置の徹底
- (5) 匿名・流動型犯罪グループ対策に資する交通警察活動の推進

2 計画の内容

(1) 積極的な検挙等による暴走行為等の封じ込め

共同危険行為等をはじめとする暴走行為に対しては、あらゆる法令を適用した検挙の徹底を図る。

また、大規模集会・集団走行に関する事前情報を入手した場合には、管轄警察署等と連携のうえ、主催者に対する個別指導、検問、取締り等を強化することにより、暴走行為等の封じ込め、検挙の徹底を図る。

(2) 不正改造車両等に対する取締り

騒音に係る整備不良車運転、消音器不備、番号表示義務違反等、車両の不正改造等に対する取締りを推進する。

また、車両の不正改造事案については、確実に整備通告を実施するとともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化する。

(3) 暴走族グループ等の解体に向けた取組の推進

あらゆる活動を通じて暴走族等（暴走族および違法行為を敢行する旧車會グループ（暴走族風に改造した旧型自動二輪車の集団））に関する情報収集を行い、実態把握をするとともに、組織的に個別指導・補導を実施するなどして、暴走族グループの解体および同グループからの離脱を促進し、再組織化の防止を図る。

(4) 行政処分および再犯防止措置の徹底

暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。特に、暴走行為の共犯者についても共同危険行為等の重大違反の唆し行為による運転免許の取り消し処分等の適格な実施に努める。

(5) 匿名・流動型犯罪グループ対策に資する交通警察活動の推進

暴走族の構成員の中には、組織的な資金獲得活動に関与しているものや暴力団等の犯罪組織との関係性が疑われるものも存在していることから、暴走族グループの実態解明はもとより、他の犯罪組織との人的又は資金的なつながりの解明にも努める。

また、平素の交通警察活動においても、匿名・流動型犯罪グループ対策に資する情報の収集に努め、関係機関との情報共有を図る。

第 6 節 救助・救急活動の充実

種 別	(1)救助・救急体制の整備
実施機関	知事公室防災危機管理局、西日本高速道路（株）関西支社

1 計画の実施方針および重点

- (1) 救助体制の整備・拡充
- (2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
- (3) 救急救命士の養成・配置等の促進
- (4) 救助・救急用資機材の整備の推進
- (5) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進
- (6) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実
- (7) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

2 計画の内容

(1) 救助体制の整備・拡充

昨今の交通事故形態の複雑多様化に対応するため、救助用資機材の整備を支援するなど救助体制の充実を図る。

(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

多数負傷者が発生する災害に対処するため、防災ヘリコプターを効率的に運用するとともに、消防等の関係機関と訓練を実施するなど連携して救助・救急体制の充実を図る。

(3) 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場および搬送途上における応急処置）の充実のため、（一財）救急振興財団が実施する救急救命士養成講習等を活用し、各消防本部において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与および輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習および実習の実施を推進する。また、医師の指示または指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

(4) 救助・救急用資機材の整備の推進

消防学校における救助・救急訓練用資機材の更新や整備を図るとともに、消防本部への救助工作車、救助用資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の更新整備を推進する。

(5) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進

消防本部が、交通事故等による負傷者の搬送で防災ヘリコプターを活用することが有効と判断し出動要請した場合は、緊急運航要項および救急活動基準に基づき防災ヘリコプターを運航し、救急業務の推進を図る。

(6) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実

救助・救急隊員の知識、技術の向上を図るため、最新の救助・救急技術等を取り入れるなど、消防学校における教育訓練の一層の充実を図る。

(7) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

高速道路沿線の市町で組織する協議会の活動を支援し、高速道路における沿線市町の協力体制の強化および適切かつ効果的な救急業務の実施を推進する。

種 別	(2)救急医療体制の整備
実施機関	健康医療福祉部医療政策課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 救急医療機関等の整備
- (2) ドクターヘリ事業の推進

2 計画の内容

(1) 救急医療機関等の整備

- ア 小児科の病院群輪番制病院の運営に対して助成する。 (91,559千円)
- イ 救命救急センターの運営に対して助成する。 (312,164千円)
- ウ 円滑な救急医療体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行う。 (24,495千円)

(2) ドクターヘリ事業の推進

京滋ドクターヘリが円滑に運行できる環境を整えるため、啓発活動を実施し、県民のドクターヘリ活動に対する理解を得る。 (480千円)

種 別	(3)救急関係機関の協力関係の確保等
実施機関	知事公室防災危機管理局

計画の内容

医療機関と消防機関の連携を強化し、「傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準」に基づき、救急医療の迅速かつ適切な提供を図る。

第 7 節 被害者支援の充実と推進

種 別	(1)損害賠償の請求についての援助等
実施機関	警察本部交通指導課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通事故相談活動の推進（道路保全課）
- (2) 損害賠償請求の援助活動等の強化（交通指導課）

2 計画の内容

(1) 交通事故相談活動の推進

- ア 地域における交通事故相談活動を充実するとともに、県内地方機関等における予約巡回相談を開設するなど、広く交通事故相談の機会を提供する。
- イ 交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係援護機関、団体等との連絡調整を促進する。
- ウ 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を図る。
- エ 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、県ホームページやしらがメールおよび市町等の広報紙（誌）等の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、事故当事者に広く相談の機会を提供する。

(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

- 交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な救済の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

種 別	(2)交通事故被害者支援の充実強化
実施機関	警察本部交通指導課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実（道路保全課）
- (2) 交通事故被害者等に対する適切な情報の提供等（交通指導課）
- (3) 交通事故被害者等の心情に配慮した相談活動の推進（交通指導課）
- (4) 自転車損害賠償保険等への加入義務の徹底（道路保全課）

2 計画の内容

(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

- 交通遺児援護団体である「公益財団法人おりづる会」の交通遺児援護事業の充実と運営の健全化を図るための補助を行う。

(2) 交通事故被害者等に対する適切な情報の提供等

- 犯罪被害者支援部門との緊密な連携等の組織的な被害者支援体制の構築に努め、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また、死亡事故等の被害者からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

(3) 交通事故被害者等の心情に配慮した相談活動の推進

「被害者の手引」および「現場配布用リーフレット」の配布等により、刑事手続の流れ、交通事故によって生じた損害の賠償を求める手続、ひき逃げ事件や無保険車両による交通事故の被害者に国が損害を填補する救済制度、各種相談窓口等について説明を行うとともに、交通事故被害者等からの要望を聴取するなど、その心情に配慮した相談活動を推進する。

(4) 自転車損害賠償保険等への加入促進

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の内容を県民に広く周知するため、引き続きチラシやホームページ、デジタル広告による情報発信を行う。

また、各市町、県警と連携し街頭啓発を実施する等自転車の安全利用の啓発を行い、自転車の交通事故防止を更に促進する。

同条例には自転車賠償保険の加入義務が規定されていることから、県内で自転車を利用する人が自転車賠償保険に加入するよう、より一層の周知を図る。

第 8 節 研究開発および調査研究の充実

種 別	(1)道路交通の安全に関する研究開発の推進 (2)道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化
実施機関	滋賀国道事務所、警察本部交通企画課、警察本部交通規制課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進
- (2) 高齢者の交通事故防止等に関する研究の推進
- (3) その他の調査・研究の推進

2 計画の内容

(1) 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進

交通流・量の総合的な管理を行い、交通の安全性・円滑性の向上を図るため、管制エリア内の新しい信号制御方法の調査・研究を行う。（交通規制課）

(2) 高齢者の交通事故防止等に関する研究の推進

高齢者の交通事故防止対策を講じていくためには、高齢者の交通事故実態とともに、高齢者の行動特性を総合的・科学的に分析することが必要である。そのために、運転技能自動評価システム（オブジェ）による高齢ドライバーの運転挙動データや、横断歩行シミュレータによる高齢者の歩行データを活用するなどして交通事故分析の高度化・精緻化を図る。

交通事故分析の成果については、各種施策の企画・立案に活用するほか、県民に対する情報提供を積極的に行い、関係機関・団体等による効果的な交通安全対策の推進に資するよう配慮する。

(3) その他の調査・研究の推進

ア 滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を開催する他、同会議作業部会を活用し、学識経験者、道路管理者、交通管理者等々による現地検討会や対策検討立案を実施する。（滋賀国道事務所）

イ 事故危険箇所、事故ゼロプラン等における対策効果検証を実施する。（滋賀国道事務所）

ウ 交通安全総点検を実施する。（滋賀国道事務所）

エ 多様な側面を有する交通安全対策のより効果的、効率的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について長期的な予測の充実を図る。（交通企画課）

第2章 鉄道交通の安全

種 別	(1)鉄道交通環境の整備
実施機関	近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

(1) 鉄道交通環境の整備

鉄道施設の維持管理および補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施する。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道隣接斜面の崩壊による土砂流入対策、地下鉄駅等の浸水対策の強化等を推進する。

南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。また、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震による東北新幹線の脱線および施設被害を契機に立ち上げた検証委員会の中間とりまとめが公表されたことから、取りまとめを踏まえ福島県沖を震源とする地震において、顕著な被害が発生したものと同様の高架橋について、耐震補強の前倒しを図る。

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットフォームからの転落・接触等を防止するため転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでのホームドアの整備を加速化することを目指し、整備する。また、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止策を検討する。

(2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について法令により整備の期限が定められたもの※の整備については、完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。

※1時間当たりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設またはその線区を走行する車両もしくは運転速度が100km/hを超える車両またはその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。

2 計画の内容

(1) 鉄道交通環境の整備

(次頁)

整備事業項目		事業量	事業費（千円）
線路施設等の整備	軌道強化	8,329m	622,681
	線形	0m	0
	線路増設	0m	0
	橋りょう改良	0箇所	0
	駅改良	3箇所	350,000
	トンネル改良	1箇所	71,500
	防災・その他	28箇所	349,686

(2) 運転保安設備等の整備

整備事業項目		事業量	事業費（千円）
運転保安設備等	自動閉そく信号	6箇所	13,000
	CTC化等	0箇所	0
	連動装置	1箇所	10,000
	ATS等	2箇所	61,090
	列車無線装置	0箇所	0
	信号機改良等	0箇所	0

種 別	(2)鉄道交通の安全に関する知識の普及
実施機関	近畿運輸局

計画の内容

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホームおよび踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

種 別	(3)鉄道の安全な運行の確保
実施機関	近畿運輸局、彦根地方気象台

1 計画の実施方針および重点

- (1) 保安監査の実施
- (2) 運転士の資質の保持
- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報の充実
- (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施
- (7) 計画運休への取組

2 計画の内容

(1) 保安監査の実施

鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも保安監査を行う。保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、施設および車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

(2) 運転士の資質の保持

運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識および技能を保有させるための教育および訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知する。

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄道事業者の安全担当者等による鉄軌道保安推進連絡会議を開催し、事故等およびその際発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。

(4) 気象情報の充実

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章 第3節(6) 道路交通に関する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報および警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国および鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故または災害発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、主要幹線における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導する。

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自

然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業の取組の深化を促進する。

(7) 計画運休への取組

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全確保に努めるよう指導する。

また、対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導する。

種 別	(4)鉄道車両の安全性の確保
実施機関	近畿運輸局

計画の内容

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

種 別	(5)救助・救急活動の充実
実施機関	近畿運輸局

計画の内容

鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

種 別	(6)被害者支援の推進
実施機関	近畿運輸局

計画の内容

(1) 平時における取組

ア 被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。

イ 事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

(2) 事故発生時の取組

ア 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体および事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細かな情報を適切に提供するように図る。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が

確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。

イ 中長期的対応

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。

第3章 踏切道における交通の安全

種 別	(1)踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進 (2)交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施 (3)踏切保安設備の整備 (4)踏切道の統廃合の促進 (5)その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置
実施機関	近畿運輸局、西日本旅客鉄道株式会社、警察本部交通規制課、警察本部交通指導課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進
- (2) 交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施
- (3) 踏切保安設備の整備
- (4) 踏切道の統廃合の促進
- (5) その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置

2 計画の内容

(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築および鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

さらに、特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両論による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を促進する。

整備事業項目	事業量	事業費（千円）
踏切道の構造改良	0箇所	0
連続・単独立体交差の改築	0箇所	0

(2) 交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施

踏切の利用実態や通行環境に応じた交通規制の見直しによる、踏切通行者の安全や

通行車両等の円滑の確保に努める。

(3) 踏切保安設備の整備

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実態状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を進める。

なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。（近畿運輸局）

整備事業項目	事業量	事業費（千円）
踏切道の格上げ	0箇所	0
踏切保安設備	8箇所	22,400

(4) 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

(5) その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上および踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

さらに、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。平常時の交通の安全および円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき、道路管理者と鉄道事業者が、災害時の長時間遮断が生じないように、連絡体制や優先開放の管理方法の策定に向けた協議を行い、取組を推進する。また、安全な避難および緊急輸送等を行うための道路について道路管理者および鉄道事業者と協議

を行い、当該道路に係る踏切道が長時間遮断され迂回対応で大きく支障をきたす場合には、優先的に開放に向けて取組む必要がある踏切道を指定する。指定された踏切道については、道路管理者および鉄道事業者と調整を行い、開放に向けての連絡体制、対処方法等を定めて要領を作成し、訓練等定期的に実施する。また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

ア 踏切事故防止キャンペーン（令和7年11月1日～11月10日）

イ 春の全国交通安全運動（令和7年4月6日～4月15日）

ウ 秋の全国交通安全運動（令和7年9月21日～9月30日）

西日本旅客鉄道株式会社が管理する踏切道において、踏切の無謀横断等により列車運行に支障が生じた踏切等を選定し、通告者に対してノベルティの配布や啓発のお声かけを実施する。（キャンペーン名称：踏切事故防止キャンペーン）（近畿運輸局）

1 令和6年県内の各種交通事故発生状況(前年対比)

(1) 月別

月 区分			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	
令和 06 年	件 数		185	183	221	196	219	254	205	239	215	243	265	378	2,803	
	死 者		1	2	1	3	2	2	1	3	5	4	2	2	28	
	傷 者	重 傷	24	19	30	21	28	31	25	34	24	31	25	76	368	
		軽 傷	196	212	247	215	234	268	230	260	246	268	301	386	3,063	
			220	231	277	236	262	299	255	294	270	299	326	462	3,431	
令和 05 年	件 数		208	211	236	217	201	233	204	240	192	244	275	306	2,767	
	死 者		5	2	5	2	1	4	7	2	3	4	4	4	43	
	傷 者	重 傷	19	23	28	26	17	30	23	54	26	37	49	72	404	
		軽 傷	217	237	256	252	238	236	223	258	206	267	294	287	2,971	
			236	260	284	278	255	266	246	312	232	304	343	359	3,375	
対 比 (%)	件 数		△ 23 △ 11.1	△ 28 △ 13.3	△ 15 △ 6.4	△ 21 △ 9.7	18 9.0	21 9.0	1 0.5	△ 1 △ 0.4	23 12.0	△ 1 △ 0.4	△ 10 △ 3.6	72 23.5	36 1.3	
			△ 4 △ 80.0		△ 4 △ 80.0	1 50.0	1 100.0	△ 2 △ 50.0	△ 6 △ 85.7	1 50.0	2 66.7		△ 2 △ 50.0	△ 2 △ 50.0	△ 15 △ 34.9	
	傷 者	重 傷	5 26.3	△ 4 △ 17.4	2 7.1	△ 5 △ 19.2	11 64.7	1 3.3	2 8.7	△ 20 △ 37.0	△ 2 △ 7.7	△ 6 △ 16.2	△ 24 △ 49.0	4 5.6	△ 36 △ 8.9	
			△ 21 △ 9.7	△ 25 △ 10.5	△ 9 △ 3.5	△ 37 △ 14.7	△ 4 △ 1.7	32 13.6	7 3.1	2 0.8	40 19.4	1 0.4	7 2.4	99 34.5	92 3.1	
			△ 16 △ 6.8	△ 29 △ 11.2	△ 7 △ 2.5	△ 42 △ 15.1	7 2.7	33 12.4	9 3.7	△ 18 △ 5.8	38 16.4	△ 5 △ 1.6	△ 17 △ 5.0	103 28.7	56 1.7	

(2) 曜日別

曜日		日	月	火	水	木	金	土	計
区分									
件 数		340	400	421	424	401	452	365	2,803
	前 年 比	24	△ 19	3	△ 5	△ 8	36	5	36
	構 成 率	12.1	14.3	15.0	15.1	14.3	16.1	13.0	100.0
死 者		3	4	4	4	7	3	3	28
	前 年 比		△ 4	△ 2	△ 3	1		△ 7	△ 15
	構 成 率	10.7	14.3	14.3	14.3	25.0	10.7	10.7	100.0
傷 者		472	509	497	487	462	550	454	3,431
	前 年 比	13	4	9	△ 5	△ 12	44	3	56
	構 成 率	13.8	14.8	14.5	14.2	13.5	16.0	13.2	100.0
うち重傷者		45	48	50	70	47	56	52	368
	前 年 比	△ 9	△ 8	△ 2	10	△ 23	2	△ 6	△ 36
	構 成 率	12.2	13.0	13.6	19.0	12.8	15.2	14.1	100.0

(3) 時間帯別

時間帯		0 ～ 2	2 ～ 4	4 ～ 6	6 ～ 8	8 ～ 10	10 ～ 12	12 ～ 14	14 ～ 16	16 ～ 18	18 ～ 20	20 ～ 22	22 ～ 24	計
区分														
件 数		36	27	49	296	407	317	296	366	428	343	151	87	2,803
	前 年 比	△ 18	△ 1	7	23	20	△ 24	△ 3	56	△ 18	△ 5	△ 9	8	36
	構 成 率	1.3	1.0	1.7	10.6	14.5	11.3	10.6	13.1	15.3	12.2	5.4	3.1	100.0
死 者			2	4		3	4	4		3	3	2	3	28
	前 年 比	△ 5	△ 3	4	△ 2	△ 1	△ 4	△ 1	△ 6	2			1	△ 15
	構 成 率		7.1	14.3		10.7	14.3	14.3		10.7	10.7	7.1	10.7	100.0
傷 者		46	31	59	344	470	392	374	486	542	403	178	106	3,431
	前 年 比	△ 26	△ 3	8	37	10	△ 15	△ 26	94	△ 20	2	△ 12	7	56
	構 成 率	1.3	0.9	1.7	10.0	13.7	11.4	10.9	14.2	15.8	11.7	5.2	3.1	100.0
うち重傷者		6	5	10	30	48	47	47	41	52	34	32	16	368
	前 年 比	△ 3		△ 2	△ 3	△ 6	2	△ 5	△ 5	6	△ 18	△ 5	3	△ 36
	構 成 率	1.6	1.4	2.7	8.2	13.0	12.8	12.8	11.1	14.1	9.2	8.7	4.3	100.0

(4) 道路別

区分	道路	国 道														県道	市町道	高速道路等	その他	計
		1	8	21	161	303	306	307	365	367	421	422	477	湖西道路	小計					
件数		212	141	8	45	4	12	53	10	10	19	20	53	18	605	981	972	76	169	2,803
前年比	△	1	6	1	△ 5	1	6	11	2	7	△ 11	1	△ 2	△ 4	12	14	29	△ 23	4	36
構成率		7.6	5.0	0.3	1.6	0.1	0.4	1.9	0.4	0.4	0.7	0.7	1.9	0.6	21.6	35.0	34.7	2.7	6.0	100.0
死者		1	2			1			1	1		1		1	8	7	13			28
前年比	△	1	1		△ 5	1				1				1	△ 2	△ 12	3	△ 3	△ 1	△ 15
構成率		3.6	7.1			3.6			3.6	3.6		3.6		3.6	28.6	25.0	46.4			100.0
傷者		284	189	16	69	5	16	69	11	11	21	24	71	42	828	1,193	1,075	150	185	3,431
前年比		19	2	5	8	2	10	16		8	△ 10	1	1	11	73	11	5	△ 35	2	56
構成率		8.3	5.5	0.5	2.0	0.1	0.5	2.0	0.3	0.3	0.6	0.7	2.1	1.2	24.1	34.8	31.3	4.4	5.4	100.0
うち重傷者		25	7	2	7		3	5	1	4	2	4	9	3	72	142	131	9	14	368
前年比	△	8	△ 9	1	△ 2		1	△ 3	△ 3	4	△ 2	3	5		△ 13	△ 6	△ 22		5	△ 36
構成率		6.8	1.9	0.5	1.9		0.8	1.4	0.3	1.1	0.5	1.1	2.4	0.8	19.6	38.6	35.6	2.4	3.8	100.0

(5) 道路形状別

区分	道路形状	交差点					交差点付近					単路				踏切	一般交通の場所	計
		信号機					信号機					トンネル	橋	カーブ 屈折	その他			
		点灯	点滅	無		故障等	点灯	点滅	無		故障等							
				環状 交差	その他				環状 交差	その他								
件数		393	28		639		238	3		216		12	23	84	1,006	1	160	2,803
前年比		16△	1		△5		△29	2		△48			△3	12	83	1	8	36
構成率		14.0	1.0		22.8		8.5	0.1		7.7		0.4	0.8	3.0	35.9	0.0	5.7	100.0
死者		5			7					3			1	2	10			28
前年比					1		△1			△3			1△	6△	7			△15
構成率		17.9			25.0					10.7			3.6	7.1	35.7			100.0
傷者		439	39		698		326	6		249		16	36	108	1,337	1	176	3,431
前年比		1△	2		△20		△1	5		△88		△4	7	12	138	1	7	56
構成率		12.8	1.1		20.3		9.5	0.2		7.3		0.5	1.0	3.1	39.0	0.0	5.1	100.0
うち重傷者		79	4		130		12			11		2	1	14	102	1	12	368
前年比		△1△	7		2		3			△21		1		△4△	13	1	3	△36
構成率		21.5	1.1		35.3		3.3			3.0		0.5	0.3	3.8	27.7	0.3	3.3	100.0

(6) 事故類型別

区分	事故 類型	人対車両				車 両 相 互					車 両 単 独			列車	計
		対背面 通行中	横断中		その他	正面 衝突	追突	出会 い頭	右左折 時	その他	工作物	路外 逸脱	その他		
			横断 歩道	その他											
	件 数	70	102	81	105	95	948	781	305	263	30	1	21	1	2,803
	前 年 比	5	△ 2	△ 5	25	24	△ 5	29	△ 5	△ 20	△ 4	△ 6	△ 1	1	36
	構 成 率	2.5	3.6	2.9	3.7	3.4	33.8	27.9	10.9	9.4	1.1	0.0	0.7	0.0	100.0
	死 者			6	4	2		8	2		5	1			28
	前 年 比		△ 1	2	3	△ 3	△ 6	2	△ 1		△ 5	△ 5	△ 1		△ 15
	構 成 率			21.4	14.3	7.1		28.6	7.1		17.9	3.6			100.0
	傷 者	73	106	76	103	132	1,370	872	332	309	32		25	1	3,431
	前 年 比	6	△ 1	△ 6	20	28	47	1	△ 9	△ 29	△ 3	△ 2	3	1	56
	構 成 率	2.1	3.1	2.2	3.0	3.8	39.9	25.4	9.7	9.0	0.9		0.7	0.0	100.0
うち重傷者		8	35	18	18	20	29	134	62	18	14		11	1	368
	前 年 比	△ 10	2	△ 11	1	△ 8	△ 10	1	△ 2	△ 3	3	△ 1	1	1	△ 36
	構 成 率	2.2	9.5	4.9	4.9	5.4	7.9	36.4	16.8	4.9	3.8		3.0	0.3	100.0

(7) 第1当事者の年齢層別

年齢層 区分	15 歳 以 下	16 歳 19 歳	20 歳 24 歳	25 歳 29 歳	30 歳 34 歳	35 歳 39 歳	40 歳 44 歳	45 歳 49 歳	50 歳 54 歳	55 歳 59 歳	60 歳 64 歳	65 歳 69 歳	70 歳 74 歳	75 歳 以 上	不 明	計
件 数	34	103	266	197	198	198	219	236	258	236	167	175	193	316	7	2,803
前年比	5	4	△ 21	△ 23	9	7	5	△ 16	△ 1	55	△ 16	5	△ 3	37	△ 11	36
構成率	1.2	3.7	9.5	7.0	7.1	7.1	7.8	8.4	9.2	8.4	6.0	6.2	6.9	11.3	0.2	100.0
死 者		3	3	2		1	3		2	1	1	2	3	7		28
前年比		1			△ 3	△ 1	3	△ 3	△ 9		△ 3	1		△ 1		△ 15
構成率		10.7	10.7	7.1		3.6	10.7		7.1	3.6	3.6	7.1	10.7	25.0		100.0
傷 者	36	124	355	248	253	245	270	287	328	288	189	205	225	371	7	3,431
前年比	7	△ 7	△ 30	△ 14	14	18	△ 1	△ 2	8	63	△ 23	15	△ 11	30	△ 11	56
構成率	1.0	3.6	10.3	7.2	7.4	7.1	7.9	8.4	9.6	8.4	5.5	6.0	6.6	10.8	0.2	100.0
うち重傷者	6	18	31	19	22	26	24	31	33	32	16	26	27	56	1	368
前年比	1	2	△ 9	△ 3	△ 7	△ 3		4	△ 2	5	△ 23	4	△ 17	11	1	△ 36
構成率	1.6	4.9	8.4	5.2	6.0	7.1	6.5	8.4	9.0	8.7	4.3	7.1	7.3	15.2	0.3	100.0

(8) 第1当事者の車種別

車種 区分	乗 用 車					貨 物 車					特 殊 車	二 輪 車		軽 車 両		歩 行 者	そ の 他	不 明	計
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽		自 二	一 般 原 付	自 転 車	そ の 他				
件 数	12	1	1	1,156	942	65	38	58	75	267	3	44	37	92		5		7	2,803
前年比	8	△ 8	1	△ 34	36	△ 3	△ 6	13	△ 2	44	1	1	△ 2	△ 4		2		△ 11	36
構成率	0.4	0.0	0.0	41.2	33.6	2.3	1.4	2.1	2.7	9.5	0.1	1.6	1.3	3.3		0.2		0.2	100.0
死 者				7	8			1		2	1	5	1	3					28
前年比				△ 3		△ 3	△ 1	1	△ 2	△ 1	1	△ 2		△ 4		△ 1			△ 15
構成率				25.0	28.6			3.6		7.1	3.6	17.9	3.6	10.7					100.0
傷 者	14	1	1	1,430	1,131	93	52	79	107	327	2	47	43	92		5		7	3,431
前年比	3	△ 8	1	△ 73	52	13	△ 10	21	4	57		6	△ 1	△ 1		3		△ 11	56
構成率	0.4	0.0	0.0	41.7	33.0	2.7	1.5	2.3	3.1	9.5	0.1	1.4	1.3	2.7		0.1		0.2	100.0
うち重傷者	3			131	125	12	8	6	6	28	2	8	14	22		2		1	368
前年比	1	△ 1		△ 42	20	3	△ 4	1	△ 3	△ 7	2	△ 4	3	△ 6				1	△ 36
構成率	0.8			35.6	34.0	3.3	2.2	1.6	1.6	7.6	0.5	2.2	3.8	6.0		0.5		0.3	100.0

(9) 第1当事者の違反別

違反 区分	信 号 無 視	歩 行 者 害	通 行 区 分	一 時 不 停 止	横 禁 断 等 止	優 妨 先 通 行 害	右 左 折	安 全 運 転 義 務 違 反				そ の 他		歩 行 者 の 反 明	不 明	計
								運 作 転 不 操 適	前 方 不 注 意	安 不 確 全 認	そ の 他					
件 数	176	194	107	175	128	171	284	95	231	336	171	412	311	5	7	2,803
前年比	5	19	23	△ 24	15	△ 27	90	△ 30	34	32	△ 48	△ 74	30	2	△ 11	36
構成率	6.3	6.9	3.8	6.2	4.6	6.1	10.1	3.4	8.2	12.0	6.1	14.7	11.1	0.2	0.2	100.0
死 者	2	3	1		3	3		2	2	2	3		7			28
前年比			△ 3	△ 1	2			△ 4	△ 7	△ 3	2	△ 1	1	△ 1		△ 15
構成率	7.1	10.7	3.6		10.7	10.7		7.1	7.1	7.1	10.7		25.0			100.0
傷 者	217	197	137	194	141	197	297	127	361	455	179	551	366	5	7	3,431
前年比	△ 4	17	14	△ 33	13	△ 40	96	△ 25	105	38	△ 53	△ 108	44	3	△ 11	56
構成率	6.3	5.7	4.0	5.7	4.1	5.7	8.7	3.7	10.5	13.3	5.2	16.1	10.7	0.1	0.2	100.0
うち重傷者	32	46	16	33	16	46	38	11	13	19	18	13	64	2	1	368
前年比	△ 2	△ 11	△ 8	△ 1	△ 3	△ 10	17	△ 4	2	△ 12	△ 1	△ 9	5		1	△ 36
構成率	8.7	12.5	4.3	9.0	4.3	12.5	10.3	3.0	3.5	5.2	4.9	3.5	17.4	0.5	0.3	100.0

(10) 死傷者の年齢層別

年齢層 区分	子ども	高校生	20 の歳 他未 の満	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 歳 以上	計
死者		1	1	2			1	1				2	2	3	15	28
前年比	△ 1	△ 1	1	△ 1	△ 1	△ 2	△ 1	1	△ 3	△ 6	△ 2	△ 2	1	2		△ 15
構成率		3.6	3.6	7.1			3.6	3.6				7.1	7.1	10.7	53.6	100.0
傷者	211	131	85	346	254	242	260	312	314	308	249	170	136	133	280	3,431
前年比	△ 21	7	△ 21	63	△ 44	△ 30	△ 37	20	△ 1	14	7	△ 16	5	27	83	56
構成率	6.1	3.8	2.5	10.1	7.4	7.1	7.6	9.1	9.2	9.0	7.3	5.0	4.0	3.9	8.2	100.0
うち重傷者	16	16	8	24	18	10	17	24	15	33	24	23	24	32	84	368
前年比	△ 7		△ 5	△ 3	△ 9	△ 13	△ 5	8	△ 15	△ 5	△ 1	△ 8	3	12	12	△ 36
構成率	4.3	4.3	2.2	6.5	4.9	2.7	4.6	6.5	4.1	9.0	6.5	6.3	6.5	8.7	22.8	100.0

(注) 子どもとは中学生以下をいう。

(11) 死傷者の状態別

状態 区分	歩行中	自転車 乗用中	自動二輪		一般原付		自動車		その他	計
			運転中	同乗中	運転中	同乗中	運転中	同乗中		
死者	10	4	4		3		5	2		28
前年比	4	△ 6	△ 5		1		△ 2	△ 7		△ 15
構成率	35.7	14.3	14.3		10.7		17.9	7.1		100.0
傷者	366	523	171	3	143	1	1,700	515	9	3,431
前年比	26	29	4	△ 4	14	△ 1	△ 30	10	8	56
構成率	10.7	15.2	5.0	0.1	4.2	0.0	49.5	15.0	0.3	100.0
うち重傷者	83	87	44		40	1	77	34	2	368
前年比	△ 15	△ 2	△ 8	△ 4	8		△ 2	△ 15	2	△ 36
構成率	22.6	23.6	12.0		10.9	0.3	20.9	9.2	0.5	100.0

(注) その他は、列車・その他軽車両乗車中、歩行者以外の道路上の人及び道路外の人等をいう。

2 令和6年発生市町別交通事故発生状況

発生市町	全 事 故			死 亡 事 故		歩 行 者 事 故				自 転 車 事 故			
	件 数	死 者	傷 者	件 数	死 者	件 数	全事故件数に占める率	死 者	傷 者	件 数	全事故件数に占める率	死 者	傷 者
大 津 市	640	4	804	4	4	114	17.8	1	116	111	17.3		104
彦 根 市	198	4	236	4	4	28	14.1	2	27	46	23.2	1	45
長 浜 市	159	1	191	1	1	11	6.9		14	28	17.6		28
近江八幡市	192	3	249	3	3	22	11.5	2	20	34	17.7		32
草 津 市	338	3	386	3	3	40	11.8	2	39	94	27.8		93
守 山 市	164		180			23	14.0		24	42	25.6		41
栗 東 市	191	2	215	2	2	26	13.6	1	27	57	29.8	1	56
甲 賀 市	158	3	187	3	3	22	13.9	1	21	19	12.0		19
野 洲 市	104	1	124	1	1	8	7.7		8	16	15.4		16
湖 南 市	113	1	137	1	1	9	8.0		10	17	15.0		17
高 島 市	87	3	106	3	3	12	13.8		12	13	14.9	1	12
東 近 江 市	187	1	216	1	1	21	11.2		24	36	19.3		35
米 原 市	62	1	87	1	1	7	11.3	1	7	6	9.7		6
日 野 町	32		38			4	12.5		4	5	15.6		4
竜 王 町	28		32			3	10.7		3	1	3.6		1
愛 荘 町	44	1	54	1	1	1	2.3		1	12	27.3	1	11
豊 郷 町	14		20			3	21.4		3	1	7.1		1
甲 良 町	10		10			3	30.0		3	1	10.0		1
多 賀 町	6		9							1	16.7		1
高速道路等	76		150			1	1.3		3				
合 計	2,803	28	3,431	28	28	358	12.8	10	366	540	19.3	4	523

発生 市町	区分	二 輪 車 事 故				子 ど も の 事 故				高 校 生 の 事 故			
		件 数	全事故件数 に占める率	死 者	傷 者	件 数	全事故件数 に占める率	死 者	傷 者	件 数	全事故件数 に占める率	死 者	傷 者
大 津 市		119	18.6	2	111	32	5.0		53	21	3.3		24
彦 根 市		20	10.1	1	18	9	4.5		16	8	4.0		12
長 浜 市		14	8.8	1	13	6	3.8		11	14	8.8		16
近江八幡市		13	6.8		12	5	2.6		14	8	4.2		6
草 津 市		58	17.2	1	52	13	3.8		21	15	4.4		14
守 山 市		15	9.1		14	17	10.4		20	4	2.4		4
栗 東 市		30	15.7		25	6	3.1		8	17	8.9		18
甲 賀 市		14	8.9		13	5	3.2		5	7	4.4		10
野 洲 市		10	9.6	1	8	3	2.9		7				
湖 南 市		18	15.9		16	7	6.2		10	7	6.2		7
高 島 市		7	8.0		7	4	4.6		5	1	1.1		1
東 近 江 市		16	8.6	1	11	12	6.4		18	9	4.8		10
米 原 市		6	9.7		6	1	1.6		3	3	4.8		4
日 野 町		4	12.5		4	1	3.1		1				1
竜 王 町		1	3.6						1				
愛 荘 町		4	9.1		3	3	6.8		6	3	6.8	1	2
豊 郷 町		2	14.3		2								
甲 良 町						1	10.0		1				
多 賀 町		1	16.7		1				1	1	16.7		2
高速道路等		3	3.9		2				10				
合 計		355	12.7	7	318	125	4.5		211	118	4.2	1	131

発生 市町	区分	高 齢 者 の 事 故				交 差 点 事 故				若 年 ド ラ イ バ ー 事 故			
		件 数	全事故件数 に占める率	死 者	傷 者	件 数	全事故件数 に占める率	死 者	傷 者	件数	全事故件数 に占める率	死 者	傷 者
大 津 市		249	38.9	1	132	219	34.2	2	247	71	11.1	1	95
彦 根 市		68	34.3	4	28	77	38.9	1	79	22	11.1	1	35
長 浜 市		62	39.0		38	73	45.9	1	89	18	11.3	1	26
近江八幡市		65	33.9	3	40	70	36.5	2	81	31	16.1		43
草 津 市		113	33.4	2	56	135	39.9		145	31	9.2	1	33
守 山 市		63	38.4		23	72	43.9		73	27	16.5		30
栗 東 市		43	22.5	2	20	92	48.2	1	96	16	8.4		21
甲 賀 市		62	39.2	2	35	55	34.8	1	64	26	16.5		33
野 洲 市		31	29.8	1	18	29	27.9	1	33	19	18.3		26
湖 南 市		26	23.0	1	19	47	41.6	1	53	13	11.5		15
高 島 市		48	55.2	3	32	40	46.0	2	44	9	10.3		12
東 近 江 市		71	38.0		34	81	43.3		89	32	17.1	1	34
米 原 市		25	40.3	1	21	18	29.0		22	11	17.7		23
日 野 町		14	43.8		8	13	40.6		14	2	6.3		3
竜 王 町		10	35.7		8	6	21.4		6	6	21.4		9
愛 荘 町		15	34.1		16	19	43.2		21	4	9.1	1	4
豊 郷 町		3	21.4		3	7	50.0		12	2	14.3		2
甲 良 町		5	50.0		4	4	40.0		4	1	10.0		1
多 賀 町		1	16.7			3	50.0		4	2	33.3		3
高速道路等		14	18.4		14					5	6.6		9
合 計		988	35.2	20	549	1,060	37.8	12	1,176	348	12.4	6	457

発生 市町	高 齢 ド ラ イ バ ー 事 故		後期高齢ドライバーの事故					
	件 数	全事故件数 に占める率	死 者	傷 者	件 数	全事故件数 に占める率	死 者	傷 者
大 津 市	177	27.7	1	206	87	13.6		107
彦 根 市	46	23.2		54	26	13.1		28
長 浜 市	35	22.0		40	18	11.3		23
近江八幡市	43	22.4	1	51	15	7.8	1	16
草 津 市	82	24.3	1	93	36	10.7		46
守 山 市	48	29.3		53	18	11.0		19
栗 東 市	29	15.2		31	15	7.9		16
甲 賀 市	43	27.2	1	53	18	11.4		24
野 洲 市	18	17.3	1	19	10	9.6	1	11
湖 南 市	12	10.6	1	11	4	3.5	1	3
高 島 市	33	37.9	2	41	13	14.9	1	15
東 近 江 市	47	25.1		59	23	12.3		28
米 原 市	15	24.2		18	5	8.1		5
日 野 町	11	34.4		15	5	15.6		6
竜 王 町	3	10.7		3	2	7.1		2
愛 荘 町	6	13.6		7	3	6.8		4
豊 郷 町	3	21.4		6				
甲 良 町	2	20.0		2	1	10.0		1
多 賀 町	1	16.7		1				
高速道路等	11	14.5		23	4	5.3		7
合 計	665	23.7	8	786	303	10.8	4	361